

令和 7 年

西条市議会第 5 回 1 2 月定例会提出議案書

西 条 市

目 次

議案第 8 1 号	令和 7 年度西条市一般会計補正予算（第 7 回） について	別冊
議案第 8 2 号	令和 7 年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第 2 回）について	〃
議案第 8 3 号	令和 7 年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第 2 回）について	〃
議案第 8 4 号	令和 7 年度西条市本谷温泉事業特別会計補正予 算（第 1 回）について	〃
議案第 8 5 号	令和 7 年度西条市後期高齢者医療保険特別会計 補正予算（第 2 回）について	〃
議案第 8 6 号	令和 7 年度西条市病院事業会計補正予算（第 1 号）について	〃
議案第 8 7 号	工事請負契約の締結について	1
議案第 8 8 号	財産の減額譲渡について	5
議案第 8 9 号	西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の 指定管理者の指定について	9
議案第 9 0 号	小字の廃止について	1 3
議案第 9 1 号	西条市特定乳児等通園支援事業の運営に関する 基準を定める条例について	1 9
議案第 9 2 号	西条市事務分掌条例の一部を改正する条例につ いて	3 3
議案第 9 3 号	西条市職員等の旅費に関する条例等の一部を改 正する条例について	3 9
議案第 9 4 号	西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正す る条例について	6 5
議案第 9 5 号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について	6 9
議案第 9 6 号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて	7 3
議案第 9 7 号	西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例について	7 7

議案第 98 号	西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	81
議案第 99 号	西条市印鑑条例の一部を改正する条例について	87
議案第 100 号	西条市地域創生センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例について	91
議案第 101 号	西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	135
議案第 102 号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例について	141
議案第 103 号	西条市本谷温泉館設置及び管理条例を廃止する等の条例について	147

議案第 8 7 号

工事請負契約の締結について

西教総工第 1 2 号神戸小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事について、次のとおり請負契約を締結するため、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年西条市条例第 4 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

- 1 契約の目的
西教総工第12号
神戸小学校施設長寿命化事業の内 建築主体工事
- 2 契約の方法
一般競争入札
- 3 契約の金額
437,800,000円
- 4 契約の相手方
愛媛県西条市神拝甲132番地の4
西条建設株式会社
代表取締役 星 加 隆 夫

提案理由

西教総工第12号神戸小学校施設長寿命化事業の内建築主体工事請負契約の締結について、西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

西条市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 88 号

財産の減額譲渡について

次のとおり財産を減額譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

1 譲渡する財産

(1) 土地及び建物

ア 所在地 西条市河之内甲 4 9 4 番地 1 外 3 0 筆

イ 面積

(ア) 土地 8, 9 6 7. 8 7 m²

(イ) 建物 1, 0 2 0. 2 3 m² (延床面積: 1, 5 1 1. 0 6 m²)

(2) 物品

キャビネット、モニター (監視カメラ用)、スチームコンベクションオーブン
その他の物品

2 譲渡の相手方

愛媛県伊予郡砥部町拾町 9 2 番地 2

株式会社プログレッシブ

代表取締役社長 中 矢 孝 則

3 譲渡金額

4, 8 0 0, 0 0 0 円

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日をもって、西条市本谷温泉館等施設を減額譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7)～(15) (略)

2 (略)

議案第 8 9 号

西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者の指定について

西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者を次のように指定する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

施設の名称	指定管理者となる団体	指定の期間
西条市総合文化会館	東京都目黒区東山一丁目5番 4号KDX中目黒ビル6階	令和8年4月1日から 令和13年3月31日 まで
西条市丹原文化会館	アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡野 文孝	

提案理由

西条市総合文化会館及び西条市丹原文化会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 （略）

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 （略）

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

議案第 9 0 号

小字の廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、次のとおり小字を廃止するものとする。

上記の処分は、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

字の名称	小字を廃止する区域		摘要
字名	小字名	地番	
小松町大頭	字松縄	甲 1027 の 1、甲 1028 の 1、甲 1028 の 2、甲 1029 の 1 から甲 1029 の 3 まで、甲 1031 の 1 から甲 1031 の 3 まで、甲 1032、甲 1033、甲 1036、甲 1037 の 1、甲 1044 の 8、甲 1046 の 4、甲 1047 の 1、甲 1049 の 1、甲 1049 の 2、甲 1050 の 1、甲 1050 の 2、甲 1051 の 1、甲 1051 の 2、甲 1052 の 1、甲 1053 の 1 から甲 1053 の 4 まで、甲 1054 の 1、甲 1055 の 1、甲 1055 の 2、甲 1056 の 1、甲 1057 の 1、甲 1058 の 1、甲 1059 の 1、甲 1060 の 1、甲 1062 の 2、甲 1161 の 4、甲 1162 の 1、甲 1163、甲 1164 の 1、甲 1164 の 2、甲 1165 の 1、甲 1165 の 2、甲 1166 の 1、甲 1166 の 2、甲 1167 の 1、甲 1167 の 2、甲 1168 の 1 から甲 1168 の 3 まで、甲 1169 の 1 から甲 1169 の 3 まで、甲 1170 の 1 から甲 1170 の 3 まで、甲 1171 の 1、甲 1171 の 2、甲 1172 の 1、甲 1172 の 2、甲 1176、甲 1178、甲 1180 から甲 1182 まで及び甲 1194 の 2	これに伴う道路、水路等を含む。
	字長塚	甲 833 の 1、甲 833 の 3、甲 834 の 1、甲 834 の 2、甲 835 の 1、甲 835 の 3、甲 835 の 4、甲 836 の 1、甲 836 の 3、甲 836 の 4、甲 837 の 1、甲 837 の 3、甲 837 の 4、甲 839 の 1、甲 839 の 3、甲 839 の 4、甲 840 の 1、甲 840 の 3、甲 840 の 4、甲 841 の 1、甲 841 の 3、甲 841 の 4、甲 842 の 1、甲 842 の 3、甲 842 の 4、甲 843 の 1、甲 843 の 3、甲 843 の 4、甲 844 の 1、甲 844 の 3、甲 844 の 4、甲 845 の 1、甲 845 の 3、甲 845 の 4、甲 846 の 1、甲 846 の 3、甲 846 の 4、甲 847 の 1、甲 847 の 2、甲 848 から甲 852 まで、甲 854、甲 855、甲 857、甲 858 の 1、甲 858 の 2、甲 859 の 1、甲 859 の 2、甲 860 の 1、甲 861、甲 864、甲	

	865、甲 866 の 1、甲 867 の 1、甲 868、甲 869、甲 870 の 1、甲 873、甲 874、甲 875 の 1、甲 876 の 1、甲 877 の 1、甲 878 の 1、甲 879 の 1、甲 880 の 1、甲 883 の 1、甲 884、甲 885 の 1、甲 886 の 1、甲 887 の 1、甲 889 から甲 894 まで、甲 895 の 1 から甲 895 の 4 まで、甲 896 の 1 から甲 896 の 3 まで、甲 897 の 1、甲 897 の 2、甲 898 の 1、甲 899 の 1、甲 900 の 1、甲 900 の 2、甲 901 の 1 から甲 901 の 4 まで、甲 902、甲 903 の 1、甲 903 の 3、甲 904 の 1、甲 906 の 1、甲 906 の 2、甲 907 の 1、甲 907 の 2、甲 908、甲 909、甲 910 の 1、甲 911、甲 912、甲 914、甲 915、甲 917、甲 918 の 1、甲 931 の 1、甲 933 の 1、甲 933 の 2、甲 934、甲 938 から甲 945 まで、甲 948、甲 949、甲 951 から甲 960 まで、甲 961 の 1、甲 962 の 1、甲 962 の 2、甲 963 の 1、甲 963 の 2、甲 964 から甲 966 まで、甲 970、甲 971 の 1、甲 972 の 1、甲 973 の 1、甲 974、甲 975 の 1、甲 976 の 1、甲 978 の 4、甲 980 の 1、甲 981 の 1、甲 982 の 1、甲 983 の 1、甲 986 の 1、甲 987 の 1、甲 988 の 1、甲 990 の 1、甲 992 の 1、甲 993 の 1、甲 994 の 1、甲 995 の 1、甲 995 の 2、甲 996 の 1、甲 996 の 2、甲 997、甲 998 の 1、甲 998 の 2、甲 999、甲 1000 の 1、甲 1000 の 2、甲 1001 の 1 から甲 1001 の 3 まで、甲 1002 の 1、甲 1003、甲 1004 の 1、甲 1008 の 1、甲 1008 の 3、甲 1010 の 1、甲 1011 の 1、甲 1012 の 1、甲 1015 の 1、甲 1016 の 1、甲 1017 の 1、甲 1018、甲 1019、甲 1020 の 2、甲 1021 の 1、甲 1021 の 2、甲 1022 の 1、甲 1022 の 2、甲 1023 の 1、甲 1023 の 2 及び甲 1024
字鋒木	甲 539 の 2、甲 539 の 8、甲 540 の 1、甲 540 の 3、甲 542 の 1、甲 543、甲 544 の 1、甲 545 から甲 547 まで、甲 548 の 1、甲 549、甲 550、甲 551 の 1、甲 551 の 2、甲 552 の 1、甲 552

	の 2、甲 553 の 1、甲 553 の 2、甲 554、甲 555 の 1、甲 556 の 2、甲 557 の 1 から甲 557 の 5 まで、甲 557 の 7、甲 558 の 1 から甲 558 の 4 まで、甲 558 の 6、甲 559 の 1 から甲 559 の 4 まで、甲 559 の 6、甲 560 の 1 から甲 560 の 3 まで、甲 560 の 5、甲 561 の 5、甲 562 の 1、甲 562 の 2、甲 569 の 3、甲 570 の 1 から甲 570 の 3 まで、甲 572 の 1、甲 572 の 2、甲 573 の 1、甲 573 の 2、甲 574 の 1、甲 574 の 3、甲 575 の 1、甲 575 の 3、甲 575 の 4、甲 576 の 1 から甲 576 の 5 まで、甲 577 の 1、甲 577 の 2、甲 578 の 1 から甲 578 の 6 まで、甲 579、甲 580 の 1、甲 580 の 2、甲 581 の 1 から甲 581 の 3 まで、甲 582 の 1、甲 582 の 2、甲 583 の 1、甲 583 の 2、甲 584 の 1、甲 585 の 1、甲 586 の 1、甲 586 の 5、甲 587 の 1、甲 587 の 6、甲 590 の 1 から甲 590 の 3 まで、甲 591 の 1、甲 591 の 2、甲 592 の 1、甲 592 の 2、甲 594 の 5、甲 665 の 1、甲 665 の 4、甲 673 の 5、甲 675 の 1、甲 676、甲 677、甲 680、甲 681、甲 682 の 1、甲 682 の 3、甲 683 の 1、甲 684 から甲 686 まで、甲 687 の 1、甲 689 の 1 から甲 689 の 3 まで、甲 690 の 6、甲 691 の 3、甲 692、甲 693 の 1、甲 694 の 1、甲 695、甲 696 の 1、甲 697 の 1、甲 699 の 1、甲 701 の 1、甲 703 及び甲 705 の 1
字鴨地	甲 772 の 1、甲 773 の 2、甲 773 の 4、甲 775 の 1、甲 775 の 3、甲 777 の 1、甲 778 の 1、甲 779、甲 780 の 1、甲 781、甲 782、甲 783 の 1、甲 789 の 1、甲 790 の 1、甲 791、甲 792 の 1、甲 793 から甲 795 まで、甲 796 の 1、甲 797 の 1、甲 798、甲 799、甲 800 の 1、甲 801 の 1、甲 802 の 1、甲 804 の 1、甲 806 の 1、甲 807、甲 808 の 2、甲 808 の 4、甲 810 の 1、甲 811 の 1、甲 812 の 1、甲 814、甲 816、甲 817 の 1、甲 818 の 1、甲 819、甲 820 の 1、甲 821

	の 1、甲 822 の 1、甲 823、甲 824 の 1、甲 825 の 1、甲 826、甲 827 の 1、甲 828 の 1、甲 829 の 1、甲 830 の 1 及び甲 832 の 1	
--	---	--

提案理由

県営農地整備事業が実施された大頭地区について、小字を廃止するため、議会の議決を求めるものである。

関係法令

地方自治法

(市町村内の町又は字の区域)

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

2、3 (略)

議案第 9 1 号

西条市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

西条市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第4条）

第2節 運営に関する基準（第5条―第33条）

第3章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

（一般原則）

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に

対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

- 第4条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもが当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

- 第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

- 第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

- 第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

- 第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成

26年内閣府令第44号)第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育及び特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園

支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質

の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
 - (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第 2 1 条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第 2 2 条 特定乳児等通園支援事業者は、第 4 条第 1 項の規定により定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第 2 3 条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第 1 3 条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第 2 4 条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第 1 3 条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 2 5 条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第 2 6 条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援

事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及

び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と

読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、所要の条例を制定しようとするものである。

議案第 9 2 号

西条市事務分掌条例の一部を改正する条例について

西条市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市事務分掌条例の一部を改正する条例

西条市事務分掌条例（平成１６年西条市条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（<u>市長直轄組織及び部</u>の設置） 第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u>市長直轄組織及び</u>次の部を置く。 <u>企画部</u> （略） <u>こども・福祉部</u> <u>健康増進部</u> （略） <u>産業部</u> （略） （事務分掌） 第２条 <u>市長直轄組織及び部</u>の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>市長直轄組織</u> （１）<u>防災に関すること。</u> （２）<u>危機管理に関すること。</u> <u>企画部</u> （１）～（３） （略） （４）<u>行政改革</u> に関すること。 （５）<u>シティプロモーションに関すること。</u> （６）<u>移住定住に関すること。</u> （７）<u>観光に関すること。</u>	（<u> </u>部の設置） 第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５８条第１項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、<u> </u>次の部を置く。 <u>経営戦略部</u> （略） <u>福祉部</u> <u>こども健康部</u> （略） <u>産業経済部</u> <u>農林水産部</u> （略） （事務分掌） 第２条 <u> </u>部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>経営戦略部</u> （１）～（３） （略） （４）<u>市民の安全</u>に関すること。

総務部

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

財務部

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

こども・福祉部

(1)、(2) (略)

(3) 子育て支援 に関すること。

健康増進部

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) スポーツ に関すること。

(5) 国民健康保険 に関すること。

市民生活部

(1)～(6) (略)

(7) 男女共同参画 に関すること。

(8) 国際交流 に関すること。

(9) 市民生活の安全安心 に関すること。

環境部

(1)～(4) (略)

総務部

(1) (略)

(2) 男女共同参画 に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 行政改革の推進 に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

財務部

(1) (略)

(2) 工事等の検査 に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

福祉部

(1)、(2) (略)

(3) 国民健康保険 に関すること。

こども健康部

(1) 子育て支援 に関すること。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 体育振興 に関すること。

市民生活部

(1)～(6) (略)

環境部

(1)～(4) (略)

産業部

- 建設部

- 産業經濟部

- 農林水産部

- 建設部

- 附 則

36

提案理由

人口減少・少子高齢化の時代にあって、本市を取り巻く社会環境が年々厳しさを増す中、持続可能な市政運営を確保し、第3期西条市総合計画に掲げる「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向け、各種施策を着実に推進できる事務執行体制を構築するとともに、市民サービスの維持及び向上を図るため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 3 号

西条市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例について

西条市職員等の旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

第1条 西条市職員等の旅費に関する条例（平成16年西条市条例第45号）の一部を次のように改正する。

[illegible]

う。

(5) 家族 _____ 職員の配偶者 _____

子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
で _____ 職員と生計を一にする
_____ のをいう。

(6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行
業法（昭和27年法律第239号）
第6条の4第1項に規定する旅行業
者をいう。）その他規則で定める者
（以下「旅行者等」という。）で
あって、市と旅行役務提供契約（旅
行者等が市に対して旅行に係る役
務その他規則で定めるものを旅行者
に提供することを約し、かつ、市が
当該旅行者等に対して当該旅行に
係る旅費に相当する金額を支払うこ
とを約する契約をいう。次条第7項
において同じ。）を締結したものを
いう。

（旅費の支給）

第3条 （略）

2 職員 _____ 又はその遺族が次
の各号のいずれかに該当する場合に
は、当該各号に掲げる者に対し旅費を
支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行

う。

(5) 扶養親族 職員の配偶者（届出を
しないが事実上婚姻関係と同様の事
情にある者を含む。以下同じ。）、
子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
で主として職員の収入によって生計
を維持しているものをいう。

2 この条例において、「何々地」とい
う場合には、本邦にあっては市町村の
存する地域（都の特別区の存する地域
にあっては、特別区の存する全地域）
をいう。ただし、「在勤地」という場
合には、西条市及び新居浜市の全地域
をいう。

（旅費の支給）

第3条 （略）

2 職員、その配偶者又はその遺族が次
の各号のいずれかに該当する場合に
は、当該各号に掲げる者に対し旅費を
支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行

中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2)、(3) (略)

3、4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者

_____が、次条第3項

_____の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額 _____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中 _____天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これら

中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合 _____

_____ 当該職員

(2)、(3) (略)

3、4 (略)

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者

（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され

____、又は死亡した場合において _____、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となった _____金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

の項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者

_____の発する旅行命令
又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1)、(2) (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする

必要があると認める場合
で、前項の規定に該当する場合には、
自ら又は次条第1項若しくは第2項
の規定による旅行者の申請に基づき、
その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をする _____ には、所定の旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に規則で定める _____ 事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して 行わなければならない。ただし、旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をする いとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はその変更を することができる。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者（教育長にあつては、教育委員会）又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1)、(2) (略)

2 (略)

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれを変更する場合には、所定の旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関し必要な事項を記載
し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、必要な事項を記載し、これを提示する
_____いとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれを変更
することができる。

5 前項ただし書の規定により旅行命令書等を提示しなかった 場合

には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める 事項の記載又は記録をしなければならない

_____。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2、3 (略)

(旅費の種類 _____)

第6条 旅費の種類 _____は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

には、できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された 旅行命令等を含む。以下本条 _____において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2、3 (略)

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料 _____とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は旅客運賃等若しくは実費額により支給する。

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって 計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により 旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 第24条第1項に規定する旅行については、第1項に掲げる旅費に代え、日額旅費を旅費として支給する。
(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

2 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用について、支給する。

3 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用について、支給する。

4 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用について、支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は _____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。
ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の

割合をもって通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項各号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第10条 旅行者が、同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞向日数が15日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞向日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の2割、滞向日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞向日数から除算する。

第11条 私事のために在勤地又は出張地以外の地に居住又は滞在する者が、その居住地又は滞在地から直ちに旅行する場合において、居住地又は滞在地から目的地に至る旅費額が在勤地又は出張地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行については、在勤地又は出張地から目的地に至る旅費を支給する。

第12条 1日の旅行において日当又は宿泊料について定額を異にする事由が

第8条 旅費（概算払及びその精算を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支払をする者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料____の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

生じた場合には、額の多い方の定額に
よる日当又は宿泊料を支給する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（家族移転費のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到達するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第14条 旅費（概算払及びその精算を含む。）の支給を受けようとする旅行者_____は、所定の請求書_____に必要な書類を添えて、これを当該旅行命令者_____に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった旅行者は、その請求に係る旅費_____のうちその書類を提出しなかったため、その旅費_____の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給_____を受けることができない。

2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅

行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない

_____。

3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

4 支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金の返納をしなかった場合には、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

（証人等の旅費）

第9条 第3条第4項の規定により支

行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をし、その結果剰余金があった場合には、返納しなければならない。

（証人等の旅費）

第15条 第3条第4項の規定により支

給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長と協議して定める旅費とする。

(鉄道賃)

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) _____運賃

(2) _____
_____急行料金

(3) 寝台料金

(4) _____

_____座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長、副市長、教育長及び監査委員（以下「市長等」という。）に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者（教育長にあっては、教育委員会）が市長と協議して定める旅費とする。

(鉄道賃)

第16条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

(1) その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金

(3) 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金

(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、前3号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第11条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に

2 前項第2号の急行料金は、それぞれの急行列車を運行する線路による旅行で、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

（1）特別急行料金は、片道100キロメートル以上のとき。

（2）普通急行料金は、片道50キロメートル以上のとき。

3 前項各号に規定する距離は、1の急行券の有効区間毎に計算する。

4 第2項各号に規定する距離未満の旅行の場合においても、旅行命令権者が、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に特別急行列車又は普通急行列車の利用を許可した場合には、これらの急行料金を支給する。

5 特別車両料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

（1）普通列車特別車両料金は、片道50キロメートル以上の場合

（2）急行列車特別車両料金は、第2項各号に定める急行料金が支給される場合

6 座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上の場合に限り、支給する。第3項の規定は、この場合に準用する。

（船賃）

第17条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び栈橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）

供する船舶その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第12条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。以下同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

による。

(1) 運賃の等級を2階級及び3階級に区分する船舶による旅行の場合には、別表に定める等級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃

2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第18条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、規則で定める額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し

(車賃)

第19条 車賃の額は、別表の定額による。ただし、軌道車、バス等旅客運賃の定められている交通機関を利用した場合にはその現に支払った旅客運賃により、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には実費額による。

<u>渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</u> <u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u> <u>(宿泊費)</u> <u>第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</u> <u>(包括宿泊費)</u> <u>第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る</u>	<u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u> <u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u> <u>(日当)</u> <u>第20条 日当の額は、別表の定額による。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、片道50キロメートル（水路25キロメートル）未満の旅行の場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き定額の2分の1に相当する額とする。</u> <u>(1) 旅行命令権者が、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に宿泊することを許可した場合</u> <u>(2) 旅行命令権者が、別に規則で定める場合に該当すると認めた場合</u> <u>(宿泊料)</u> <u>第21条 宿泊料の額は、別表の定額による。</u>
---	--

第10条から第13条までに規定する額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項各号に掲げる場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、5夜

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

3 片道100キロメートル（水路50キロメートル）未満の旅行の場合においては、旅行命令権者が、公務上の必要又は天災、地理的条件その他やむを得ない事情により特に宿泊を許可した場合に限り、宿泊料を支給する。

(食卓料)

第22条 食卓料の額は、別表の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食事を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(特殊旅費の額)

第23条 転居費、着後滞在費及び家族移転費の額、計算方法、支給方法等については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）の規定の例による。

分を限度として現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。

以下この号及び次号において同じ。

) を職員の新居住地に移転する場合

家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に掲げる場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合 前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(日額旅費)

第24条 第6条第1項に掲げる旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち、当該旅行の性質上日額旅費を支給することが適当と認められる場合に支給する。

(1) 測量、調査、土木營繕工事、巡察
その他これらに類する目的のための
旅行

(2) 長期間の研修、講習、訓練その他
これらに類する目的のための旅行

(3) 前2号に掲げる旅行を除くほか、
その職務の性質上常時出張を必要と
する職員の出張

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方
法は、市長が別に定める。ただし、そ
の額は、当該日額旅費の性質に応じ、
第6条第1項に掲げる旅費の額につい
て、この条例の定める基準を超えるこ
とができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第25条 在勤地内における出張旅費に
ついては、市長が別に定める。

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費
)

第26条 在勤地以外の同一地域内にお
ける旅行については、次の各号のいず
れかに該当する場合を除き、日当及び
宿泊料のほか、旅費は支給しない。

(1) 鉄道100キロメートル(水路5
0キロメートル)、陸路25キロメ
ートル以上の旅行の場合には、第1
6条、第17条又は第19条の規定
による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除く
ほか、公務上の必要又は天災その他
やむを得ない事情により、特に多額
の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場
合で、その実費額が当該旅行につい
て支給される日当額の2分の1に相

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、職員が退職等となった日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第22条 (略)

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を

当する額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

(退職者、遺族の旅費等)

第27条 職員が出張又は赴任のための旅行中死亡した場合において、死亡した者の遺族が死体処理等のため死亡地におもむくときは、公務による死亡の場合を除き、1人に限り死亡者の生存中の職に相当する旅費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、第3条第2項各号の規定により支給する旅費については、旅費法の規定の例による。

第28条 (略)

比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種類について、第14条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項（宿泊手当に相当する部分を除く。）並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第24条 職員が、公務のため上司に随行して旅行する場合の旅費額は、その上司と同等の額を支給することができる。

2 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

3 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合

（旅費の調整）

第29条 職員が、公務のため上司に随行して旅行する場合の旅費額は、その上司と同等の額を支給する
—。

2 旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の事情又は当該旅行の目的、性質等により、この条例等に定める旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合その他定額の旅費を支給する必要がないと認める場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給せずその他旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の返納)

第25条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第26条 (略)

第30条 (略)

別表 (第17条、第19条、第20条、第21条、第22条関係)

区分	船賃		車賃	日当	宿泊料	食卓料
	2階級分のとき	3階級分のとき	(1キロメートルにつき)	(1日に)	(1夜につき)	(1夜につき)
			トル)	円)	円)	円)
			に	(円)	(円)	(円)
			き)	円)	円)	円)
			(円)			
			)			
市長	上級	上級	37	3,000	1480	3,000
				0	00	0

副市長、 監査委員、 教育長	上級	上級	3 7	2 , 1 3 2 , 6 0 , 1 6 0 0 0 0
上記以外 の者	上級	中級	3 7	2 , 1 0 2 , 2 0 , 9 2 0 0 0 0

（西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第2条 西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例（平成16年西条市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用弁償） 第5条 （略） 2 前項の場合において、<u>旅費条例第10条第1項第5号中「市長、副市長、教育長及び監査委員（以下「市長等」という。）」とあるのは「特別職の職員」と、同条第2項並びに第11条第1項第4号及び第2項中「市長等」とあるのは「特別職の職員」と読み替えるものとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者については、市長が別に定める。</u>	（費用弁償） 第5条 （略） 2 前項の場合において、<u>旅費条例別表区分欄中、「副市長、監査委員、教育長」とあるのは「特別職の職員」</u> _____と読み替えるものとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する職にある者については、市長が別に定める。

（西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正）

第3条 西条市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成20年西条市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第17条 団員が公務のため旅行するときは、その旅行について、費用弁償として西条市職員等の旅費に関する条例（平成16年西条市条例第45号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により旅費を支給する。

2 前項の場合において、旅費条例第10条第1項第5号中「市長、副市長、教育長及び監査委員（以下「市長等」という。）」とあるのは「団長及び副団長」と、同条第2項並びに第11条第1項第4号及び第2項中「市長等」とあるのは「団長及び副団長」と読み替えるものとする。

第17条 団員が公務のため旅行する場合においては、別表第3に定める費用弁償を支給する。

2 前項に定めるもののほか、団員の費用弁償の支給については、西条市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例の例による。

別表第3（第17条関係） 消防団員費用弁償額表

区分	船賃		車賃	日当	宿泊料	食卓料
	2階級 の とき	3階級 の とき	(1キロメートルにつき) (円)	(1日につき) (円)	(1夜につき) (円)	(1夜につき) (円)
団長	上級	上級	37	2,600	1,300	2,600
副団長						
分団長	上級	中級	37	2,200	1,000	2,200
副分団長						
団長						
部長						
班長						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の西条市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第 2 条第 1 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に第 1 条の規定による改正前の西条市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 1 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 3 条第 2 項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 第 2 項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 22 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 4 号

西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

西条市公民館設置及び管理条例（平成１６年西条市条例第８８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第１（第２条関係）		別表第１（第２条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		西条市市之川公	西条市市之川 6 6 7 8
		民館	番地 1
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

提案理由

令和 7 年度末をもって西条市市之川公民館の運営を終了することに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 5 号

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成２６年西条市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す
ように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第２５条 特定教育・保育施設の職員 は、教育・保育給付認定子どもに対 し、児童福祉法第３３条の１０第１項 各号（<u>幼保連携型認定こども園である 特定教育・保育施設の職員にあって は、認定こども園法第２７条の２第１ 項各号、幼稚園である特定教育・保育 施設の職員にあっては、学校教育法第 ２８条第２項において準用する認定こ ども園法第２７条の２第１項各号</u>）に 掲げる行為その他当該教育・保育給付 認定子どもの心身に有害な影響を与え る行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第２５条 特定教育・保育施設の職員 は、教育・保育給付認定子どもに対 し、児童福祉法第３３条の１０各号 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ に 掲げる行為その他当該教育・保育給付 認定子どもの心身に有害な影響を与え る行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 6 号

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年西条市条例第２０号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
(虐待等の禁止) 第１２条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第３３条の１０第１項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第１７条 (略) ２ 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	(虐待等の禁止) 第１２条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第３３条の１０各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第１７条 (略) ２ 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> _____が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断</u>の結果を把握しなければならない。
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>		

<u>幼児』という。)</u> <u>の利用開始前の</u> <u>健康診断</u>		
<u>乳幼児に対する</u> <u>健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対</u> <u>する利用開始時</u> <u>の健康診断、定</u> <u>期の健康診断又</u> <u>は臨時の健康診</u> <u>断</u>	
3、4（略）		3、4（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 97 号

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

西条市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年西条市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）等が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 98 号

西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 12 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

西条市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年西条市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の一般 的要件） 第 9 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員 は、健全な心身を有し、豊かな人間性 と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意 のある者であって、できる限り児童福 祉事業の理論及び実際について訓練を 受けた者でなければならない。 （<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の知識 及び技能の向上等） 第 1 0 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員 は、常に自己研鑽に励み、法に定める 事業の目的を達成するために必要な知 識及び技能の修得、維持及び向上に努 めなければならない。 2 （略） （虐待等の禁止） 第 1 3 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員 は、利用乳幼児に対し、法<u>第 3 3 条の</u> <u>1 0 第 1 項各号</u>に掲げる行為その他当 該利用乳幼児の心身に有害な影響を与 える行為をしてはならない。 （内部規程） 第 1 6 条 乳児等通園支援事業者は、次 に掲げる乳児等通園支援事業の運営に ついての重要事項に関する規程を定め ておかなければならない。	（<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の一般 的条件） 第 9 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員 は、健全な心身を有し、豊かな人間性 と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意 のある者であって、できる限り児童福 祉事業の理論及び実際について訓練を 受けた者でなければならない。 （<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の知識 及び技能の向上等） 第 1 0 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員 は、常に自己研鑽に励み、法に定める 事業の目的を達成するために必要な知 識及び技能の修得、維持及び向上に努 めなければならない。 2 （略） （虐待等の禁止） 第 1 3 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員 は、利用乳幼児に対し、法<u>第 3 3 条の</u> <u>1 0 各号</u>に掲げる行為その他当 該利用乳幼児の心身に有害な影響を与 える行為をしてはならない。 （内部規程） 第 1 6 条 乳児等通園支援事業者は、次 に掲げる乳児等通園支援事業の運営に ついての重要事項に関する規程を定め ておかなければならない。

(1)～(5) (略) (6) _____ 利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の利用</u>に当たっての留意事項 (8)～(11) (略) (秘密保持等) 第18条 <u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第20条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員<u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）</u>の総数に満たない場合であって、当該利用定	(1)～(5) (略) (6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u> (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u> _____ 利用に当たっての留意事項 (8)～(11) (略) (秘密保持等) 第18条 <u>乳児等通園支援事業者の職員</u>は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 (略) (乳児等通園支援事業の区分) 第20条 (略) 2 (略) 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員 _____ の総数に満たない場合であって、当該利用定
--	--

員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 2 2 条 (略)

(設備及び職員の基準の特例)

第 2 2 条の 2 子ども・子育て支援法第 3 0 条第 1 項第 4 号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前 2 条の規定は適用しない。

(準用)

第 2 6 条 第 2 3 条及び第 2 4 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

(電磁的記録)

第 2 7 条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ

員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳児又は幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第 2 2 条 (略)

(準用)

第 2 6 条 第 2 3 条及び第 2 4 条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第 2 3 条及び第 2 4 条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

(電磁的記録)

第 2 7 条 乳児等通園支援事業者及びその _____ 職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ

る情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	る情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
---------------------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第１３条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）等が施行されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 9 9 号

西条市印鑑条例の一部を改正する条例について

西条市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市印鑑条例の一部を改正する条例

西条市印鑑条例（平成１６年西条市条例第１５３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（印鑑登録原票） 第７条 市長は、印鑑登録原票を備え、 <u> </u>次に掲げる事項を登録する。 （１）～（５） （略） <u>（６） 印影</u> <u>（７） （略）</u> ２ 前項各号に掲げる事項を登録した<u>印鑑登録原票</u>については、磁気ディスクをもって調製することができる。 （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等） 第１７条 前２条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第３５	（印鑑登録原票） 第７条 市長は、印鑑登録原票を備え、 <u>印影のほか</u>次に掲げる事項を登録する。 （１）～（５） （略） <u>（６） （略）</u> ２ 前項各号に掲げる事項<u> </u> <u> </u>については、磁気ディスクをもって調製することができる。 （多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等） 第１７条 前２条の規定にかかわらず、印鑑登録の証明を受けようとする者は、個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成１４年法律第１５３号。以下「公的個人認証法」という。）第２２条第１項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第３５

条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）<u>第１２条の２第４項第３号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）を利用して、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、市長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 ２ （略）	条の２第１項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された移動端末設備（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）<u>第１２条の２第４項第２号ロ</u>に規定する移動端末設備をいう。）を利用して、自ら多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要な事項を入力することにより、市長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 ２ （略）
---	---

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第４６号）の施行の日から施行する。

提案理由

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）が公布されたこと等に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 1 0 0 号

西条市地域創生センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例について

西条市地域創生センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市地域創生センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(西条市地域創生センター設置及び管理条例の一部改正)

第1条 西条市地域創生センター設置及び管理条例（平成27年西条市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第8条、第23条関係）			別表第1（第8条、第23条関係）		
(1) 研修室等使用料			(1) 研修室等使用料		
区分	単位	使用料 (円)	区分	単位	使用料 (円)
大研修室	1 時間につき	<u>1, 8</u> <u>0 0</u>	大研修室	1 時間につき	<u>1, 2</u> <u>0 0</u>
第1 研修室	同	<u>6 0 0</u>	第1 研修室	同	<u>4 0 0</u>
第2 研修室	同	<u>6 0 0</u>	第2 研修室	同	<u>4 0 0</u>
討議室	同	<u>4 0 0</u>	討議室	同	<u>3 0 0</u>
(略)			(略)		
市民展示室	1 日	<u>1, 6</u> <u>0 0</u>	市民展示室	1 日	<u>1, 1</u> <u>0 0</u>
(2) 設備、備品等使用料			(2) 設備、備品等使用料		
区分	単位	使用料 (円)	区分	単位	使用料 (円)
持ち運び用スピーカ ー一体型アンプ	1 台 1 回 につき	<u>7 0 0</u>	持ち運び用スピーカ ー一体型アンプ	1 台 1 回 につき	<u>6 0 0</u>
(略)			(略)		
展示パネル	1 台 1 回 につき	<u>3 0 0</u>	展示パネル	1 台 1 回 につき	<u>2 0 0</u>
備考 (略)			備考 (略)		
別表第2（第16条、第23条関係）			別表第2（第16条、第23条関係）		
(1) 産学官連携研究室等入居使用料			(1) 産学官連携研究室等入居使用料		
区分	単位	使用料 (円)	区分	単位	使用料 (円)
産学官連携研究室1	1 月 につ き	<u>2 3,</u> <u>2 5 0</u>	産学官連携研究室1	1 月 につ き	<u>1 5,</u> <u>5 0 0</u>

産学官連携研究室 2	同	<u>1 9,</u> <u>5 0 0</u>
産学官連携研究室 3	同	<u>2, 1</u> <u>6 0 0</u>
産学官連携研究室 4	同	<u>1 8,</u> <u>9 0 0</u>
産学官連携研究室 5	同	<u>4, 4</u> <u>4 0 0</u>
滞在室 1 ～ 1 1	1 人 1 泊 につき	<u>4 5 0</u>
備考 (略)		
(2) 産学官連携研究室等の維持管理に 要する費用		
区分	単位	使用料 (円)
産学官連携研究室 1	1 月 につ き	<u>1, 6</u> <u>5 0</u>
産学官連携研究室 2	同	<u>1, 3</u> <u>5 0</u>
産学官連携研究室 3	同	<u>1, 5</u> <u>0 0</u>
産学官連携研究室 4	同	<u>1, 3</u> <u>5 0</u>
産学官連携研究室 5	同	<u>3, 0</u> <u>0 0</u>
滞在室 1 ～ 1 1 (シ ャワー室及び炊事室 を含む。)	1 人・1 日につき	<u>1 5 0</u>
(略)		
備考 (略)		
産学官連携研究室 2	同	<u>1 3,</u> <u>0 0 0</u>
産学官連携研究室 3	同	<u>1 4,</u> <u>4 0 0</u>
産学官連携研究室 4	同	<u>1 2,</u> <u>6 0 0</u>
産学官連携研究室 5	同	<u>2 9,</u> <u>6 0 0</u>
滞在室 1 ～ 1 1	1 人 1 泊 につき	<u>3 0 0</u>
備考 (略)		
(2) 産学官連携研究室等の維持管理に 要する費用		
区分	単位	使用料 (円)
産学官連携研究室 1	1 月 につ き	<u>1, 1</u> <u>0 0</u>
産学官連携研究室 2	同	<u>9 0 0</u> _____
産学官連携研究室 3	同	<u>1, 0</u> <u>0 0</u>
産学官連携研究室 4	同	<u>9 0 0</u> _____
産学官連携研究室 5	同	<u>2, 0</u> <u>0 0</u>
滞在室 1 ～ 1 1 (シ ャワー室及び炊事室 を含む。)	1 人・1 日につき	<u>1 0 0</u>
(略)		
備考 (略)		

(西条市地域交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第 2 条 西条市地域交流センター設置及び管理条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 5 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																								
(使用料) 第 6 条 前条の許可を受けて地域交流センターを使用する者（以下「使用者」という。）で、別表に定める<u>施設、設備、備品等</u>を使用するものは、同表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市内に住所を有する者が営利を目的としないで<u>施設、設備、備品等（浴室及び陶芸窯を除く。）</u>を使用する場合の使用料は、無料とする。 2 (略) 別表（第 6 条関係） 1 <u>地域交流センター施設基本使用料</u> <table><tr><th>名称</th><th>区分</th><th>使用単位</th><th>基本使用料</th></tr><tr><td>西条東部地域交流センター</td><td>大集会所</td><td>1 時間につき</td><td>5 0 0 円</td></tr><tr><td>西条西部地域交流センター</td><td>大集会所</td><td>〃</td><td>5 0 0 円</td></tr><tr><td>東予北地域交流センター</td><td>多目的ホール</td><td>〃</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東予南地域交流センター</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table> 備考 (略) 2 東予地域交流センター設備、備品使用料 <table><tr><th>名称</th><th>区分</th><th>使用単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	区分	使用単位	基本使用料	西条東部地域交流センター	大集会所	1 時間につき	5 0 0 円	西条西部地域交流センター	大集会所	〃	5 0 0 円	東予北地域交流センター	多目的ホール	〃	(略)	東予南地域交流センター	(略)				(略)				(略)			名称	区分	使用単位	使用料					(使用料) 第 6 条 前条の許可を受けて地域交流センターを使用する者（以下「使用者」という。）で、別表に定める<u>東予地域交流センターの施設</u>を使用する者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市内に住所を有する者が営利を目的としないで<u>施設（この項において、浴室及び陶芸窯を除く。）</u>を使用する場合の使用料は、無料とする。 2 (略) 別表（第 6 条関係） 1 <u>東予地域交流センター施設基本使用料</u> <table><tr><th>名称</th><th>区分</th><th>使用単位</th><th>基本使用料</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>東予北地域交流センター</td><td>多目的ホール</td><td>1 時間につき</td><td>(略)</td></tr><tr><td>東予南地域交流センター</td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>遊戯室</td><td>〃</td><td>7 0 0 円</td></tr><tr><td></td><td>(略)</td><td></td><td></td></tr></table> 備考 (略) 2 東予地域交流センター設備、備品使用料 <table><tr><th>名称</th><th>区分</th><th>使用単位</th><th>使用料</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	区分	使用単位	基本使用料									東予北地域交流センター	多目的ホール	1 時間につき	(略)	東予南地域交流センター	(略)				遊戯室	〃	7 0 0 円		(略)			名称	区分	使用単位	使用料				
名称	区分	使用単位	基本使用料																																																																						
西条東部地域交流センター	大集会所	1 時間につき	5 0 0 円																																																																						
西条西部地域交流センター	大集会所	〃	5 0 0 円																																																																						
東予北地域交流センター	多目的ホール	〃	(略)																																																																						
東予南地域交流センター	(略)																																																																								
	(略)																																																																								
	(略)																																																																								
名称	区分	使用単位	使用料																																																																						
名称	区分	使用単位	基本使用料																																																																						
東予北地域交流センター	多目的ホール	1 時間につき	(略)																																																																						
東予南地域交流センター	(略)																																																																								
	遊戯室	〃	7 0 0 円																																																																						
	(略)																																																																								
名称	区分	使用単位	使用料																																																																						

東予北地 域交流セ ンター	多目的ホ ール舞台 照明設備	1 時間に つき	7 9 0 円	東予北地 域交流セ ンター	多目的ホ ール舞台 照明設備	1 時間に つき	7 0 0 円
	陶芸窯	〃	3 0 0 円		陶芸窯	〃	2 5 0 円
備考 (略)				備考 (略)			
3 (略)				3 (略)			

(西条市福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第3条 西条市福祉センター設置及び管理条例（平成16年西条市条例第113号）
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条、第14条関係）			別表（第6条、第14条関係）		
1 西条市総合福祉センター使用料			1 西条市総合福祉センター使用料		
(1) 会議室等使用料			(1) 会議室等使用料		
区分	単位	使用料 (円)	区分	単位	使用料 (円)
(略)			(略)		
会議室 1	同	4 3 0	会議室 1	同	3 0 0
会議室 2	同	4 3 0	会議室 2	同	3 0 0
(略)			(略)		
ふれあいトレー ニングルーム	1 人・1 回	2 2 0	ふれあいトレー ニングルーム	1 人・1 回	1 5 0
水浴訓練室	1 人・中学生以 下	1 5 0	水浴訓練室	1 人・中学生以 下	1 1 0
	1 人・上記以外	3 0 0		1 人・上記以外	2 2 0
備考 (略)			備考 (略)		
(2) 設備、備品等使用料			(2) 設備、備品等使用料		
設備備品名	単位	使用料 (円)	設備備品名	単位	使用料 (円)
(略)			(略)		
カラオケワゴン	(略)		カラオケワゴン	(略)	
スクリーン	同	5 0 0			

2 西条市西部総合福祉センター使用料

(1) 会議室等使用料

時間区分 施設区分	9 時 ~ 1 2 時 円	1 2 時 ~ 1 7 時 円	1 7 時 ~ 2 2 時 円	備考
第 1 会議 室	1, 8 0 0	2, 8 1 0	3, 7 5 0	(略)
第 2 会議 室	2, 2 0 0	2, 9 0 0	3, 7 5 0	
第 1 研修 室	1, 3 0 0	2, 5 5 0	2, 2 0 0	
第 2 研修 室	9 9 0	1, 5 0 0	1, 8 7 0	
(略)				

備考 (略)

(2) 設備、備品等使用料

設備備品名	単位	使用料 (円)
ワイヤレス マイク	1 台 1 回 に つき	3 0 0
マイクスタ ンド	同	2 0 0
スクリーン	同	5 0 0

2 西条市西部総合福祉センター使用料

時間区分 施設区分	9 時 ~ 1 2 時 円	1 2 時 ~ 1 7 時 円	1 7 時 ~ 2 2 時 円	備考
第 1 会議 室	1, 8 0 0	2, 4 0 0	3, 0 0 0	(略)
第 2 会議 室	2, 2 0 0	2, 9 0 0	3, 6 0 0	
第 1 研修 室	1, 3 0 0	1, 7 0 0	2, 2 0 0	
第 2 研修 室	7 0 0	1, 0 0 0	1, 3 0 0	
(略)				

備考 (略)

(西条市体育館設置及び管理条例の一部改正)

第 4 条 西条市体育館設置及び管理条例（平成 1 6 年西条市条例第 9 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第 1（第 6 条、第 1 2 条関係） 西条市総合体育館使用料 1 第 5 条第 1 項本文の場合 (単位：円)	別表第 1（第 6 条、第 1 2 条関係） 西条市総合体育館使用料 1 第 5 条第 1 項本文の場合 (単位：円)

使用時間				9 時 ～ 1 時 2 時	1 2 時 ～ 1 7 時	1 7 時 ～ 2 2 時	1 時 間 ごと
使用区分							
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)	一般学生	3, 9 6	6, 6 0	6, 6 0	1, 3 2
		入場料を徴収する場合(B)	一般学生	0	0	0	0
			中学生	1, 9 8	3, 3 0	3, 3 0	6 6 0
			中学生以下	0	0	0	
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合(B)	一般学生	1 1, 8 0	1 9, 0 0	1 9, 0 0	3, 9 6 0
			中学生	5, 9 4	9, 9 0	9, 9 0	1, 9 8
			中学生以下	0	0	0	0
		入場料を徴収しない場合(C)		1 5, 4 0	2 6, 0 0	2 6, 0 0	5, 2 8 0
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合(D)		3 1, 6 8 0	5 2, 8 0 0	5 2, 8 0 0	1 0, 5 6 0
第1格技室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)		9 0, 0	1, 8 0	2, 2 5	4 5 0
					0	0	
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合(B)		3, 6 0	7, 2 0	9, 0 0	1, 8 0 0
				0	0	0	0
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(C)		8, 5 5	1 4, 4 0	1 8, 6 0	3, 6 0 0
				0	0 0	7 0	0
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合(D)		1 7, 1 0 0	2 8, 8 0 0	3 7, 4 0	7, 4 2 0
				0 0	0 0	4 0	0
第2格技室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)		3, 0	7, 8 0	9, 2 5	1, 0
					0	0	
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合(B)		3, 6 0	7, 2 0	9, 0 0	1, 8 0 0
				0	0	0	0
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(C)		8, 5 5	1 4, 4 0	1 8, 6 0	3, 6 0 0
				0	0 0	7 0	0
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合(D)		1 7, 1 0 0	2 8, 8 0 0	3 7, 4 0	7, 4 2 0
				0 0	0 0	4 0	0

使用時間				9 時 ～ 1 時 2 時	1 2 時 ～ 1 7 時	1 7 時 ～ 2 2 時	1 時 間 ごと
使用区分							
主競技場	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)	一般学生	2, 6 4	4, 4 0	4, 4 0	8 8 0
		入場料を徴収する場合(B)	一般学生	0	0	0	—
			中学生	1, 3 2	2, 2 0	2, 2 0	4 4 0
			中学生以下	0	0	0	0
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合(B)	一般学生	7, 9 2	1 3, 2 0	1 3, 2 0	2, 6 4 0
			中学生	3, 9 6	6, 6 0	6, 6 0	1, 3 2
			中学生以下	0	0	0	0
		入場料を徴収しない場合(C)		1 0, 6 0	1 7, 0 0	1 7, 0 0	3, 5 2 0
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合(D)		2 1, 1 2 0	3 5, 2 0 0	3 5, 2 0 0	7, 0 4 0
第1格技室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)		6 0, 0	1, 2 0	1, 5 0	3 0 0
					0	0	
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合(B)		2, 4 0	4, 8 0	6, 0 0	1, 2 0 0
				0	0	0	0
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(C)		5, 7 0	9, 6 0	1 2, 4 0	2, 4 0 0
				0	0	5 0	0
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合(D)		1 1, 4 0 0	1 9, 2 0 0	2 4, 9 0	4, 9 5 0
				0 0	0 0	0 0	0
第2格技室	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(A)		6 0, 0	1, 2 0	1, 5 0	3 0 0
					0	0	
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合(B)		2, 4 0	4, 8 0	6, 0 0	1, 2 0 0
				0	0	0	0
	アマチュアスポーツ	入場料を徴収しない場合(C)		5, 7 0	9, 6 0	1 2, 4 0	2, 4 0 0
				0	0	5 0	0
	アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収する場合(D)		1 1, 4 0 0	1 9, 2 0 0	2 4, 9 0	4, 9 5 0
				0 0	0 0	0 0	0

大会 議室 兼卓 球室	アマ チュ アス ポー ツ	入場料を徴収しない場合(A)	6 6 0	8 8 0	1, 2 2 3 2 0	2 2 0
		入場料を徴収する場合(B)	1, 3 2 0	1, 7 6 0	2, 6 4 0	4 5 0
		アマチュアスポーツ以外	2, 4 2 0	4, 1 8 0	5, 2 8 0	8 8 0
	アマ チュ アス ポー ツ	入場料を徴収しない場合(C)	4, 8 4 0	8, 3 6 0	1 0, 5 6 0	2, 0 2 0
		入場料を徴収する場合(D)	4 4 0	6 6 0	8 8 0	2 2 0
		アマチュアスポーツ以外	8 8 0	1, 3 2 0	1, 7 6 0	4 5 0
	弓道 場兼 アー チェ リー 室	入場料を徴収しない場合(A)	4 4 0	6 6 0	8 8 0	2 2 0
		入場料を徴収する場合(B)	8 8 0	1, 3 2 0	1, 7 6 0	4 5 0
		アマチュアスポーツ以外	4 4 0	6 6 0	8 8 0	2 2 0
	弓道 場兼 アー チェ リー 室	入場料を徴収しない場合(A)	4 4 0	6 6 0	8 8 0	2 2 0

備考 (略)

2 第5条第1項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分			使用料
トレーニング室	一般	普通	1人1回につき 2 2 0
	及び学生	回数券	1 1 枚綴り 2 0 0

大会 議室 兼卓 球室	アマ チュ アス ポー ツ	入場料を徴収しない場合(A)	4 5 0	6 0 0	9 0 0	1 5 0
		入場料を徴収する場合(B)	9 0 0	1, 2 0 0	1, 8 0 0	3 0 0
		アマチュアスポーツ以外	1, 6 5 0	2, 8 5 0	3, 6 0 0	6 0 0
	アマ チュ アス ポー ツ	入場料を徴収しない場合(C)	3, 3 0 0	5, 7 0 0	7, 2 0 0	1, 3 5 0
		入場料を徴収する場合(D)	3 0 0	4 5 0	6 0 0	1 5 0
		アマチュアスポーツ以外	6 0 0	9 0 0	1, 2 0 0	3 0 0
	弓道 場兼 アー チェ リー 室	入場料を徴収しない場合(A)	3 0 0	4 5 0	6 0 0	1 5 0
		入場料を徴収する場合(B)	6 0 0	9 0 0	1, 2 0 0	3 0 0
		アマチュアスポーツ以外	3 0 0	4 5 0	6 0 0	1 5 0
	弓道 場兼 アー チェ リー 室	入場料を徴収しない場合(A)	3 0 0	4 5 0	6 0 0	1 5 0

備考 (略)

2 第5条第1項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分			使用料
トレーニング室	一般	普通	1人1回につき 1 5 0
	及び学生	回数券	1 1 枚綴り 5 0 0

第1格技室	一般及び学	1人1回につ
第2格技室	生	き 2 2 0
	中学生以下	〃 1 0 0
大会議室兼卓	一般及び学	1人1回につ
球室	生	き 2 0 0
	中学生以下	〃 1 0 0
弓道場兼アー	一般及び学	1人1回につ
チェリー室	生	き 1 5 0
	中学生以下	〃 7 0

備考 (略)

3～5 (略)

6 冷房・暖房設備利用の場合

(単位：円)

使用区分			アマチュアス ポーツ	アマチュアス ポーツ以外の もの
主 競 技 場	冷 房	1 階	1 時間につき	1 時間につき
		主 競	<u>3, 3 0 0</u>	<u>6, 6 0 0</u>
		技 場		
		2 階	〃 <u>8, 0 0</u>	〃 <u>1 6, 0</u>
		観 覧	<u>0</u>	<u>0 0</u>
		席		
		1 階	〃 <u>1 1, 3</u>	〃 <u>2 2, 6</u>
		、 2	<u>0 0</u>	<u>0 0</u>
階 同 時 使 用				
暖 房	1 階	〃 <u>3, 1 3</u>	〃 <u>6, 2 6</u>	
	主 競	<u>0</u>	<u>0</u>	
	技 場			
	2 階	〃 <u>8, 0 0</u>	〃 <u>1 6, 0</u>	
	観 覧	<u>0</u>	<u>0 0</u>	

チェリー室		
大会議室兼卓		
球室		

備考 (略)

3～5 (略)

6 冷房・暖房設備利用の場合

(単位：円)

使用区分			アマチュアス ポーツ	アマチュアス ポーツ以外の もの
主 競 技 場	冷 房	1 階	1 時間につき	1 時間につき
		主 競	<u>2, 2 0 0</u>	<u>4, 4 0 0</u>
		技 場		
	暖 房	2 階	〃 <u>6, 6 0</u>	〃 <u>1 3, 2</u>
		観 覧	<u>0</u>	<u>0 0</u>
		席		
暖 房	1 階	〃 <u>8, 8 0</u>	〃 <u>1 7, 6</u>	
	、 2	<u>0</u>	<u>0 0</u>	
	階 同 時 使 用			
暖 房	1 階	〃 <u>2, 0 9</u>	〃 <u>4, 1 8</u>	
	主 競	<u>0</u>	<u>0</u>	
	技 場			
暖 房	2 階	〃 <u>5, 5 0</u>	〃 <u>1 1, 0</u>	
	観 覧	<u>0</u>	<u>0 0</u>	

	席		
	1 階	" 1 1, 1	" 2 2, 2
	、 2	3 0	6 0
	階 同		
	時 使		
	用		
大会	冷房	" 4 1 0	" 8 3 0
議室	(略)		
兼卓			
球室			
小会	冷房	" 9 0	" 1 6 0
議室	暖房	" 1 6 0	" 3 2 0

別表第 2 (第 6 条、第 1 2 条関係)

西条市ひうち体育館使用料

1 第 5 条第 1 項本文の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	1 時間につき 6 6 0
会議室・研修室 1 ・研修室 2	1 室 1 時間につき 3 6 0
和室 1・和室 2・ クラブ室	1 室 1 時間につき 3 3 0

備考 (略)

2 第 5 条第 1 項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
トレーニング室	1 人 1 回につき 2 2 0

備考 (略)

3 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競 技場	2 分の 1 以下の部分 を使用する場合 1 時間につき 3 3 0

	席		
	1 階	" 7, 5 9	" 1 5, 1
	、 2	0	8 0
	階 同		
	時 使		
	用		
大会	冷房	" 3 8 0	" 7 7 0
議室	(略)		
兼卓			
球室			
小会	冷房	" 6 0	" 1 1 0
議室	暖房	" 1 1 0	" 2 2 0

別表第 2 (第 6 条、第 1 2 条関係)

西条市ひうち体育館使用料

1 第 5 条第 1 項本文の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	1 時間につき 4 4 0
会議室・研修室 1 ・研修室 2	1 室 1 時間につき 3 0 0
和室 1・和室 2・ クラブ室	1 室 1 時間につき 2 2 0

備考 (略)

2 第 5 条第 1 項ただし書の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
トレーニング室	1 人 1 回につき 1 5 0

備考 (略)

3 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競 技場	2 分の 1 以下の部分 を使用する場合 1 時間につき 2 2 0

4、5 (略)

別表第3 (第6条、第12条関係)

西条市西条西部体育館使用料

1 第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	1時間につき <u>660</u>
第1格技室・第2格技室	1室1時間につき <u>200</u>

備考 (略)

2 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	2分の1面以下 1時間につき <u>330</u>

3、4 (略)

別表第4 (第6条、第12条関係)

西条市東予体育館使用料

1 第5条第1項の場合

(単位：円)

使用時間				備考			
区分				9時～12時	12時～17時	17時～21時	21時～24時
(略)							
卓球全場	全面使用の場	アマチュアスポーツの場合	入場料を徴収しない場合	<u>510</u>	<u>680</u>	<u>1,020</u>	<u>1,070</u>
				個人使用の場合・一般・学生1人1			

4、5 (略)

別表第3 (第6条、第12条関係)

西条市西条西部体育館使用料

1 第5条第1項本文の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	1時間につき <u>440</u>
第1格技室・第2格技室	1室1時間につき <u>150</u>

備考 (略)

2 部分使用の場合

(単位：円)

使用区分	使用料
主競技場	2分の1面以下 1時間につき <u>220</u>

3、4 (略)

別表第4 (第6条、第12条関係)

西条市東予体育館使用料

1 第5条第1項の場合

(単位：円)

使用時間				備考			
区分				9時～12時	12時～17時	17時～21時	21時～24時
(略)							
卓球全場	全面使用の場	アマチュアスポーツの場合	入場料を徴収しない場合	<u>450</u>	<u>600</u>	<u>900</u>	<u>1,050</u>
				個人使用の場合・一般・学生1人1			

合	入場料を徴収する場合	1 0 2 0	1 3 6 0	2 0 4 0	3 5 0 0	回につき1 50 中学生以下
アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合	1 9 2 0	3 3 2 0	4 2 0 0	7 0 0 0	1人1回につき1 00
	入場料を徴収する場合	3 8 4 0	6 6 4 0	8 4 0 0	1 5 7 0	
(略)						
トレーニング室	普通	1人1回につき		220		
	回数券	11枚綴		2,200		
会議室		1室につき1時間当たり		220		

備考 (略)

2 設備の使用の場合

設備・備品名	単位	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき
放送設備	アマチュア	2,250	4,500
	アマチュア以外	0	0
	アマチュア以外	9,000	18,000
(略)		0	00
(略)			

合	入場料を徴収する場合	9 0 0 0	1 2 8 0	1 0 0 0	3 0 0 0	回につき1 50 中学生以下
アマチュアスポーツ以外	入場料を徴収しない場合	1 6 5 0	2 8 5 0	3 6 0 0	6 0 0 0	1人1回につき7 0
	入場料を徴収する場合	3 3 0 0	5 7 0 0	7 2 0 0	1 3 5 0	
(略)						
トレーニング室	普通	1人1回につき		150		
	回数券	11枚綴		1,500		
会議室		1室につき1時間当たり		150		

備考 (略)

2 設備の使用の場合

設備・備品名	単位	入場料を徴収しないとき	入場料を徴収するとき
放送設備	アマチュア	1,500	3,000
	アマチュア以外	0	0
	アマチュア以外	6,000	12,000
(略)		0	00
(略)			

3 (略)				3 (略)			
別表第6 (第6条、第12条関係)				別表第6 (第6条、第12条関係)			
西条市小松体育館使用料				西条市小松体育館使用料			
1 第5条第1項の場合				1 第5条第1項の場合			
(単位：円)				(単位：円)			
区分		使用料		備考	区分		使用料
(略)					(略)		
小競技場		1時間につき	<u>200</u>		小競技場		1時間につき <u>150</u>
備考 (略)				備考 (略)			
2、3 (略)				2、3 (略)			

(西条市野球場設置及び管理条例の一部改正)

第5条 西条市野球場設置及び管理条例（平成16年西条市条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1 (第6条、第12条関係)				別表第1 (第6条、第12条関係)			
野球場使用料				野球場使用料			
使用区分		使用料		使用区分		使用料	
入場料を徴収する場合	(略)			入場料を徴収する場合	(略)		
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	<u>1,020円</u>		小学生・中学生・高校生	1時間につき	<u>900円</u>
入場料を徴収しない場合	職業	1時間につき	<u>2,350円</u>	入場料を徴収しない場合	職業	1時間につき	<u>1,570円</u>
	一般・学生	1時間につき	<u>900円</u>		一般・学生	1時間につき	<u>600円</u>
	小学生・中学生・高校生	1時間につき	<u>330円</u>		小学生・中学生・高校生	1時間につき	<u>220円</u>
練習に使用する場合	職業	1時間につき	<u>1,680円</u>	練習に使用する場合	職業	1時間につき	<u>1,120円</u>
	一般・学生	1時間につき	<u>330円</u>		一般・学生	1時間につき	<u>300円</u>

	小学生・中学生・高校生	1時間につき	220円		小学生・中学生・高校生	1時間につき	150円
ピッチング場のみ使用の場合	1面4時間につき	150円		ピッチング場のみ使用の場合	1面4時間につき	100円	
備考（略）				備考（略）			
別表第2（第6条、第12条関係）				別表第2（第6条、第12条関係）			
設備使用料				設備使用料			
使用区分	使用料			使用区分	使用料		
照明施設	1時間につき	4,500円		照明施設	1時間につき	3,000円	
拡声装置	1時間につき	450円		拡声装置	1時間につき	300円	
スコアボード	1試合につき	900円		スコアボード	1試合につき	600円	
(略)				(略)			
備考（略）				備考（略）			

（西条市陸上競技場設置及び管理条例の一部改正）

第6条 西条市陸上競技場設置及び管理条例（平成16年西条市条例第102号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第6条、第12条関係（第5条第1項ただし書の場合））					別表第2（第6条、第12条関係（第5条第1項ただし書の場合））				
使用区分			単位	使用料	使用区分			単位	使用料
トラック	一般	普通	1人1回	<u>220円</u>	トラック	一般	普通	1人1回	<u>150円</u>
	及び学生	回数	11枚綴	2,200円		及び学生	回数	11枚綴	1,500円
		券					券		
	高校	普通	1人1回	<u>100円</u>		高校	普通	1人1回	<u>70円</u>
	生以下	回数	11枚綴	1,000円			生以下	回数	11枚綴
券				券					
備考（略）					備考（略）				
別表第3（設備・備品使用の場合）（第					別表第3（設備・備品使用の場合）（第				

6 条、第 1 2 条関係)			6 条、第 1 2 条関係)		
使用区分	単位	使用料	使用区分	単位	使用料
(略)			(略)		
放送設備	1 式 1 日につき	<u>2, 2 5 0</u> 円	放送設備	1 式 1 日につき	<u>1, 5 0 0</u> 円
(略)			(略)		
別表第 5 (冷房・暖房設備使用の場合) (第 6 条、第 1 2 条関係)			別表第 5 (冷房・暖房設備使用の場合) (第 6 条、第 1 2 条関係)		
使用区分	単位	使用料	使用区分	単位	使用料
本部室	冷・暖房	1 室 1 時間	本部室	冷・暖房	1 室 1 時間
会議室 1		につき	会議室 1		につき
会議室 2			会議室 2		

(西条市テニスコート設置及び管理条例の一部改正)

第 7 条 西条市テニスコート設置及び管理条例 (平成 1 6 年西条市条例第 1 0 5 号)
の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表 (第 6 条、第 1 2 条関係) テニスコート使用料					別表 (第 6 条、第 1 2 条関係) テニスコート使用料				
名称	使用区分			使用料	名称	使用区分			使用料
西条市西条市民公園テニスコート	テニスコート	1 面 1 時間	一般・学生	<u>3 2 0</u> 円	西条市西条市民公園テニスコート	テニスコート	1 面 1 時間	一般・学生	<u>3 0 0</u> 円
			小学生以下・中学生・高校生	<u>1 6 0</u> 円				小学生以下・中学生・高校生	<u>1 5 0</u> 円
	夜間照明施設	1 面 1 時間		<u>3 8 0</u> 円		夜間照明施設	1 面 1 時間		<u>3 0 0</u> 円
西条市東予運動公園テニスコート	テニスコート	1 面 1 時間	一般・学生	<u>3 2 0</u> 円	西条市東予運動公園テニスコート	テニスコート	1 面 1 時間	一般・学生	<u>3 0 0</u> 円
			小学生以下・中学生	<u>1 6 0</u> 円				小学生以下・中学生	<u>1 5 0</u> 円

			生・高校 生				生・高校 生	
			(略)				(略)	
	夜間 照明 施設	1面	1時間		380		300	
西条市丹 原総合公 園テニス コート	テニ スコ ース ト	1面 1 時間	一般・学 生		320		300	
西条市小 松中央公 園テニス コート			小学生以 下・中学 生・高校 生		160		150	
	夜間 照明 施設	1面	1時間		380		300	
(略)								
備考 (略)				備考 (略)				

(西条市有料公園施設設置及び管理条例の一部改正)

第8条 西条市有料公園施設設置及び管理条例（平成16年西条市条例第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第4条関係）					別表第2（第4条関係）				
公園 名	有料公 園施設 の名称	使用料			公園 名	有料公 園施設 の名称	使用料		
西条市 西条市 市民公 園	多目的 広場	(略)			西条市 西条市 市民公 園	多目的 広場	(略)		
		夜間照 明施設	半面	780			夜間照 明施設	半面	520
		1時間	全面	1,570			1時間	全面	1,050
	(略)					(略)			

(略)					
西条市神戸公園（多目的広場）	夜間照明施設	1時間		780	円
西条市石井記念公園	夜間照明施設	1時間		780	円
西条市東予運動公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	410円
				小学生以下・中学生・高校生	190円
			全面	一般・学生	820円
				小学生以下・中学生・高校生	390円
	球技場	1時間		一般・学生	1,650円
				小学生以下・中学生・高校生	820円
	(略)				
海浜広場	テントサイト	1張り1日につき		220	円
	(略)				
(略)					
西条市	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	330円

(略)					
西条市神戸公園（多目的広場）	夜間照明施設	1時間		520	円
西条市石井記念公園	夜間照明施設	1時間		520	円
西条市東予運動公園	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	280円
				小学生以下・中学生・高校生	130円
			全面	一般・学生	550円
				小学生以下・中学生・高校生	260円
	球技場	1時間		一般・学生	1,100円
				小学生以下・中学生・高校生	550円
	(略)				
海浜広場	テントサイト	1張り1日につき		150	円
	(略)				
(略)					
西条市	多目的広場	1時間	半面	一般・学生	280円

市丹原総合公園	広場		面	生	円	
				小学生以下・中学生・高校生	1 5 0 円	
				全面	円	
			全面	一般・学生	6 6 0 円	
				小学生以下・中学生・高校生	3 1 0 円	
				全面	円	
		夜間照明施設 1 時間	半面	7 8 0 円		
				円		
			全面	1, 5 7 0 円		
		(略)				
西条市小松中央公園	多目的広場	(略)				
				夜間照明施設 1 時間	半面	7 8 0 円
						全面
		(略)				
		西条市石根ふれあい公園	夜間照明施設 (多目的広場)	1 時間		7 8 0 円
						円
備考 (略)						

市丹原総合公園	広場		面	生	円	
				小学生以下・中学生・高校生	1 3 0 円	
				全面	円	
			全面	一般・学生	5 5 0 円	
				小学生以下・中学生・高校生	2 6 0 円	
				全面	円	
		夜間照明施設 1 時間	半面	5 2 0 円		
				円		
			全面	1, 0 5 0 円		
		(略)				
西条市小松中央公園	多目的広場	(略)				
				夜間照明施設 1 時間	半面	5 2 0 円
						全面
		(略)				
		西条市石根ふれあい公園	夜間照明施設 (多目的広場)	1 時間		5 2 0 円
						円
備考 (略)						

(西条市屋内運動場設置及び管理条例の一部改正)

第9条 西条市屋内運動場設置及び管理条例（平成20年西条市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表第1（第6条、第12条関係）										別表第1（第6条、第12条関係）									
1 主競技場										1 主競技場									
(1) 市内の利用者										(1) 市内の利用者									
ア (略)										ア (略)									
イ 部分使用の場合										イ 部分使用の場合									
使用区分			単位	使用料（円）						使用区分			単位	使用料（円）					
				A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面								A面又はB面	C面又はD面	E面又はF面			
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	1,500	1,200	450				アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1時間につき	1,500	1,200	300			
			半日につき	5,250	4,200	1,570							半日につき	5,250	4,200	1,050			
			1日につき	9,000	7,200	2,700							1日につき	9,000	7,200	1,800			
		高校生以下	1時間につき	750	600	220						高校生以下	1時間につき	750	600	150			
			半日につき	2,620	2,100	780							半日につき	2,620	2,100	520			
			1日につき	4,500	3,600	1,350							1日につき	4,500	3,600	900			
	入場料を徴収しないとき	ポーツ以外のもの	1時間につき	3,000	2,400	900					アマチュアスポーツ以外のもの	入場料を徴収しないとき	ポーツ以外のもの	1時間につき	3,000	2,400	600		
			半日につき	10,500	8,400	3,150								半日につき	10,500	8,400	1,050		
			1日につき	18,000	14,400	5,400								1日につき	18,000	14,400	3,600		

				に	つ	,	0	,	4	<u>40</u>
				き			00		00	<u>0</u>
(2) 市外の利用者										
ア (略)										
イ 部分使用の場合										
使用区分			単位	使用料 (円)			A 面又はB面	C 面又はD面	E 面又はF面	
アマチュアスポーツ	入場料を徴収しないとき	一般・学生	1 時間につき	2, 250	1, 800	<u>670</u>				
			半日につき	7, 870	6, 300	<u>2, 350</u>				
			1 日につき	13, 500	10, 800	<u>4, 050</u>				
		高校生以下	1 時間につき	1, 120	900	<u>330</u>				
			半日につき	3, 930	3, 150	<u>1, 770</u>				
			1 日につき	6, 750	5, 400	<u>2, 020</u>				
	入場料を徴収しないとき以外のもの		1 時間につき	4, 500	3, 600	<u>1, 350</u>				
			半日につき	15, 750	12, 600	<u>4, 720</u>				
			1 日につき	27, 000	21, 600	<u>8, 100</u>				
			1 時間につき	4, 500	3, 600	<u>1, 350</u>				
			半日につき	15, 750	12, 600	<u>4, 720</u>				
			1 日につき	27, 000	21, 600	<u>8, 100</u>				

(3) 合宿を目的とする利用者で市内
に宿泊するもの

ア (略)

イ 部分使用の場合

使用区分		単位	使用料 (円)		
			A 面又は B 面	C 面又は D 面	E 面又は F 面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1 時間につき	1, 800	1, 400	540
		半日につき	6, 300	5, 040	1, 890
		1 日につき	10, 800	8, 640	3, 240
	高校生以下	1 時間につき	900	720	270
		半日につき	3, 150	2, 520	940
		1 日につき	5, 400	4, 320	1, 620
アマチュアスポーツ以外のもの		1 時間につき	3, 600	2, 800	1, 080
		半日につき	12, 600	10, 800	3, 720
		1 日につき	21, 600	17, 800	6, 480

(4) 合宿を目的とする利用者で市外

(3) 合宿を目的とする利用者で市内
に宿泊するもの

ア (略)

イ 部分使用の場合

使用区分		単位	使用料 (円)		
			A 面又は B 面	C 面又は D 面	E 面又は F 面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1 時間につき	1, 800	1, 400	360
		半日につき	6, 300	5, 040	1, 260
		1 日につき	10, 800	8, 640	2, 160
	高校生以下	1 時間につき	900	720	180
		半日につき	3, 150	2, 520	630
		1 日につき	5, 400	4, 320	1, 080
アマチュアスポーツ以外のもの		1 時間につき	3, 600	2, 800	720
		半日につき	12, 600	10, 800	2, 520
		1 日につき	21, 600	17, 800	4, 320

(4) 合宿を目的とする利用者で市外

に宿泊するもの

ア (略)

イ 部分使用の場合

使用区分		単位	使用料 (円)		
			A 面又は B 面	C 面又は D 面	E 面又は F 面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1 時間につき	6, 0 0 0	4, 8 0 0	1, 8 0 0
		半日につき	2 1, 0 0 0	1 6, 8 0 0	6, 3 0 0
		1 日につき	3 6, 0 0 0	2 8, 8 0 0	1 0, 8 0 0
	高校生以下	1 時間につき	3, 0 0 0	2, 4 0 0	9 0 0 0
		半日につき	1 0, 5 0 0	8, 4 0 0	3, 1 5 0 0
		1 日につき	1 8, 0 0 0	1 4, 4 0 0	5, 4 0 0
	アマチュアスポーツ以外のもの	1 時間につき	1 2, 0 0 0	9, 6 0 0	3, 6 0 0
		半日につき	4 2, 0 0 0	3 3, 6 0 0	1 2, 6 0 0
		1 日につき	7 2, 0 0 0	5 7, 6 0 0	2 1, 6 0 0

2 照明施設

(単位：円)

に宿泊するもの

ア (略)

イ 部分使用の場合

使用区分		単位	使用料 (円)		
			A 面又は B 面	C 面又は D 面	E 面又は F 面
アマチュアスポーツ	一般・学生	1 時間につき	6, 0 0 0	4, 8 0 0	1, 2 0 0
		半日につき	2 1, 0 0 0	1 6, 8 0 0	4, 2 0 0
		1 日につき	3 6, 0 0 0	2 8, 8 0 0	7, 2 0 0
	高校生以下	1 時間につき	3, 0 0 0	2, 4 0 0	6 0 0 0
		半日につき	1 0, 5 0 0	8, 4 0 0	2, 1 0 0
		1 日につき	1 8, 0 0 0	1 4, 4 0 0	3, 6 0 0
	アマチュアスポーツ以外のもの	1 時間につき	1 2, 0 0 0	9, 6 0 0	2, 4 0 0
		半日につき	4 2, 0 0 0	3 3, 6 0 0	8, 4 0 0
		1 日につき	7 2, 0 0 0	5 7, 6 0 0	1 4, 4 0 0

2 照明施設

(単位：円)

単位	全 面 使 用 の 場 合 の 使 用料	部分使用の場合の使用 料		
		A 面又 は B 面	C 面又 は D 面	E 面又 は F 面
1 時 間	<u>3, 3</u>	<u>8 3 0</u>	<u>6 6 0</u>	<u>1 6 0</u>
につき	<u>2 0</u>			
3 (略)				
備考 (略)				
別表第 2 (第 6 条、第 1 2 条関係)				
トレーニング室				
単位		使用料 (円)		
1 人 1 回につき		<u>2 2 0</u>		
回数券 1 1 枚		<u>2, 2 0 0</u>		
別表第 3 (第 6 条、第 1 2 条関係)				
設備、備品				
区分	単位	使用料 (円)		
放送施設	一式 1 回につき	<u>2, 2 5 0</u>		
(略)				

単位	全 面 使 用 の 場 合 の 使 用料	部分使用の場合の使用 料		
		A 面又 は B 面	C 面又 は D 面	E 面又 は F 面
1 時 間	<u>3, 0</u>	<u>7 5 0</u>	<u>6 0 0</u>	<u>1 5 0</u>
につき	<u>0 0</u>			
3 (略)				
備考 (略)				
別表第 2 (第 6 条、第 1 2 条関係)				
トレーニング室				
単位		使用料 (円)		
1 人 1 回につき		<u>1 5 0</u>		
回数券 1 1 枚		<u>1, 5 0 0</u>		
別表第 3 (第 6 条、第 1 2 条関係)				
設備、備品				
区分	単位	使用料 (円)		
放送施設	一式 1 回につき	<u>1, 5 0 0</u>		
(略)				

(西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の一部改正)

第 1 0 条 西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例（平成 2 2 年西条市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 6 条、第 1 3 条関係）			別表（第 6 条、第 1 3 条関係）		
1 会議室使用料			1 会議室使用料		
単位	使用料		単位	使用料	
	会議室	多目的室 1 又は 2		会議室	多目的室 1 又は 2
1 時間につき	5 2 0 円	<u>2 2 0 円</u>	1 時間につき	5 2 0 円	<u>1 5 0 円</u>
備考 (略)			備考 (略)		
2 備品等使用料			2 備品等使用料		

備品名	単位	使用料	備品名	単位	使用料
(略)			(略)		
マイク	1本1回につき	<u>550円</u>	マイク	1本1回につき	<u>450円</u>
(略)			(略)		

(西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例の一部改正)

第11条 西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例（平成27年西条市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第6条、第13条関係）			別表（第6条、第13条関係）		
1～3 （略）			1～3 （略）		
4 備品等使用料			4 備品等使用料		
使用区分	単位	使用料	使用区分	単位	使用料
クライミングシューズ	一足1回につき	<u>300円</u>	クライミングシューズ	一足1回につき	<u>200円</u>
(略)			(略)		
ハーネス	1回につき	<u>300円</u>	ハーネス	1回につき	<u>200円</u>
ビレイディバイス	1回につき	<u>150円</u>	ビレイディバイス	1回につき	<u>100円</u>
ロープ	1回につき	<u>450円</u>	ロープ	1回につき	<u>300円</u>

(西条市立学校体育施設照明設備使用料条例の一部改正)

第12条 西条市立学校体育施設照明設備使用料条例（令和元年西条市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	単位	使用料	区分	単位	使用料
運動場の照明設備	1回	<u>1,020円</u>	運動場の照明設備	1回	<u>1,000円</u>
(略)			(略)		
備考 （略）			備考 （略）		

(西条市やすらぎ苑設置及び管理条例の一部改正)

第13条 西条市やすらぎ苑設置及び管理条例（平成16年西条市条例第149号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表（第7条関係） やすらぎ苑使用料						別表（第7条関係） やすらぎ苑使用料					
区分		単位	使用料		備考	区分		単位	使用料		備考
				左記					死亡者	左記	
				以外					が	以外	
			市内	の者					市内	の者	
		住民						住民			
死体	12歳以上	1体につき	7,500円	30,000円		死体	12歳以上	1体につき	無料	20,000円	
死産児	12歳未満	1体につき	3,750円	15,000円		死産児	12歳未満	1体につき	無料	10,000円	
産汚物等	10kg未満	10kgにつき	3,000円	6,000円	超過料金として1kgにつき市内住民は300円それ以外は1,200円	産汚物等	10kg未満	10kgにつき	2,000円	8,000円	超過料金として1kgにつき市内住民は200円それ以外は800円
告別室	2時間まで	2時間	3,000円	12,000円	超過料金として1時間につき市内住民は1,500円	告別室	2時間まで	2時間	2,000円	8,000円	超過料金として1時間につき市内住民は1,000円

				れ以外は6 、000円
安置室（冷凍庫使用の場合）	24時間まで	7, 50 0円	30, 0 00円	超過料金として1時間につき市内住民は300円それ以外は1,200円
待合室	1室1回につき	2, 50 0円	10, 0 00円	
再火葬	1炉1回につき	2, 50 0円	10, 0 00円	

備考

1 告別室又は安置室の使用において、火葬の順番を待つため一時使用する場合は、無料とする。

2 市内住民とは、死体火葬及びそれに伴う告別室、安置室又は待合室の使用にあつては死亡時に市の住民基本台帳に記録されていた者を、死産児にあつては分娩した者で分娩時に市の住民基本台帳に記録されているものを、産汚物等にあつては申請する医療機関で所在地が市内にあるものを、再火葬及びそれに伴う待合室の使用又は火葬を伴わない施設の使用にあつては申請者が市の住民基本台帳に記録されているものをいう。

				れ以外は4 、000円
安置室（冷凍庫使用の場合）	24時間まで	5, 00 0円	20, 0 00円	超過料金として1時間につき市内住民は200円それ以外は800円
待合ホール及び和室		無料	無料	

備考

1 告別室・安置室 の使用において、火葬の順番を待つため一時使用する場合は、無料とする。

2 市内住民とは、_____

 市 の 住 民 基 本 台 帳 に 記 録 さ れ て い る 者 を _____ という。

第 14 条 西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及び管理条例（令和 3 年西条市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 8 条、第 1 6 条関係）				別表（第 8 条、第 1 6 条関係）			
(1) イベントルーム等使用料				(1) イベントルーム等使用料			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
イベントルーム		1 時 間 につき	<u>9 0 0 円</u>	イベントルーム		1 時 間 につき	<u>8 0 0 円</u>
(略)				(略)			
会議室 1		1 時 間 につき	<u>6 6 0 円</u>	会議室 1		1 時 間 につき	<u>5 0 0 円</u>
(略)				(略)			
研修室		1 時 間 につき	<u>1, 3 5 0</u> 円	研修室		1 時 間 につき	<u>1, 0 0 0</u> 円
多目的室		1 時 間 につき	<u>1, 5 0 0</u> 円	多目的室		1 時 間 につき	<u>1, 0 0 0</u> 円
(略)				(略)			
備考（略）				備考（略）			
(2) 設備、備品等使用料				(2) 設備、備品等使用料			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
プラネタリウム投影設備（天体望遠鏡を含む。）		一式 1 回 につき	<u>4, 5 0 0</u> 円	プラネタリウム投影設備（天体望遠鏡を含む。）		一式 1 回 につき	<u>3, 0 0 0</u> 円
(略)				(略)			

（西条市農村環境改善センター設置及び管理条例の一部改正）

第 15 条 西条市農村環境改善センター設置及び管理条例（平成 16 年西条市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第 5 条関係）		別表（第 5 条関係）	

丹原農村環境改善センター施設使用料				丹原農村環境改善センター施設使用料			
区分		使用単位	使用料	区分		使用単位	使用料
(略)				(略)			
加工室	(略)			加工室	(略)		
	動力ミンチ	1 回につき	<u>7 0 円</u>		動力ミンチ	1 回につき	<u>5 0 円</u>
	(略)				(略)		

(西条市港湾施設設置及び管理条例の一部改正)

第 1 6 条 西条市港湾施設設置及び管理条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 9 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(使用料)			(使用料)		
第 1 1 条 施設の使用料は、次のとおりとする。			第 1 1 条 施設の使用料は、次のとおりとする。		
施設名	単位	使用料	施設名	単位	使用料
野積場	1 日 1 平方メートルにつき	<u>3 . 7 円</u>	野積場	1 日 1 平方メートルにつき	<u>2 . 7 円</u>
2、3 (略)			2、3 (略)		

(西条市文化会館設置及び管理条例の一部改正)

第 1 7 条 西条市文化会館設置及び管理条例（平成 1 6 年西条市条例第 1 5 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表第 1（第 7 条、第 1 4 条関係） 西条市総合文化会館基本使用料 1 ホール等							別表第 1（第 7 条、第 1 4 条関係） 西条市総合文化会館基本使用料 1 ホール等						
使用時間	9 時	1 3	1 8	9 時	1 3	9 時	使用時間	9 時	1 3	1 8	9 時	1 3	9 時
	～ 1 時	～ 時	～ 時	～ 1 時	～ 時	～ 2 時		～ 1 時	～ 時	～ 時	～ 1 時	～ 時	～ 2 時
	2 時	1 7	2 2	7 時	2 2	2 時		2 時	1 7	2 2	7 時	2 2	2 時
		時	時		時				時	時		時	

施設 の 名 称						
大ホール	<u>2 4</u> 、 1 8 0 円	<u>3 2</u> 、 8 2 0 円	<u>3 8</u> 、 0 0 0 円	<u>4 8</u> 、 3 7 0 円	<u>7 0</u> 、 8 2 0 円	<u>8 6</u> 、 3 7 0 円
大ホール（1階のみ）	<u>1 9</u> 、 0 0 0 円	<u>2 5</u> 、 9 0 0 円	<u>3 1</u> 、 0 9 0 円	<u>3 8</u> 、 0 0 0 円	<u>5 7</u> 、 0 0 0 円	<u>6 9</u> 、 0 9 0 円
（略）						
楽屋 4（小）	<u>6 1</u> 0 円	<u>8 1</u> 0 円	<u>1、</u> 0 2 0 円	<u>1、</u> 2 1 0 円	<u>1、</u> 8 3 0 円	<u>2、</u> 2 3 0 円
楽屋事務室	<u>6 1</u> 0 円	<u>8 1</u> 0 円	<u>1、</u> 0 2 0 円	<u>1、</u> 2 1 0 円	<u>1、</u> 8 3 0 円	<u>2、</u> 2 3 0 円

2 その他施設

施設の名称＼ 使用時間	9 時～ 2 2 時	
（略）		
研修室 1	同	<u>4 6 0 円</u>
研修室 2	同	<u>7 0 0 円</u>
視聴覚室	同	<u>4 6 0 円</u>
（略）		
リハーサル室	同	<u>1、 8 3 0 円</u>
練習室 1（大）	同	<u>3 0 0 円</u>
練習室 2（小）	同	<u>2 1 0 円</u>
練習室 3（大）	同	<u>4 0 0 円</u>
会議室	同	<u>8 1 0 円</u>
（略）		

備考 （略）

施設 の 名 称						
大ホール	<u>2 1</u> 、 0 0 0 円	<u>2 8</u> 、 5 0 0 円	<u>3 3</u> 、 0 0 0 円	<u>4 2</u> 、 0 0 0 円	<u>6 1</u> 、 5 0 0 円	<u>7 5</u> 、 0 0 0 円
大ホール（1階のみ）	<u>1 6</u> 、 5 0 0 円	<u>2 2</u> 、 5 0 0 円	<u>2 7</u> 、 0 0 0 円	<u>3 3</u> 、 0 0 0 円	<u>4 9</u> 、 5 0 0 円	<u>6 0</u> 、 0 0 0 円
（略）						
楽屋 4（小）	<u>4 1</u> 0 円	<u>5 4</u> 0 円	<u>6 8</u> 0 円	<u>8 1</u> 0 円	<u>1、</u> 2 2 0 円	<u>1、</u> 4 9 0 円
楽屋事務室	<u>4 1</u> 0 円	<u>5 4</u> 0 円	<u>6 8</u> 0 円	<u>8 1</u> 0 円	<u>1、</u> 2 2 0 円	<u>1、</u> 4 9 0 円

2 その他施設

施設の名称＼ 使用時間	9 時～ 2 2 時	
（略）		
研修室	同	<u>3 1 0 円</u>
視聴覚室	同	<u>3 1 0 円</u>
（略）		
リハーサル室	同	<u>1、 2 2 0 円</u>
練習室 1（大）	同	<u>2 7 0 円</u>
練習室 2（小）	同	<u>1 4 0 円</u>
練習室 3（大）	同	<u>2 7 0 円</u>
会議室	同	<u>5 4 0 円</u>
（略）		

備考 （略）

3 設備、備品等使用料

舞台設備	単位	使用料	摘要
音響反射板	1 式 1 回 につき	6, 2 8 0 円	(略)
音響反射板	1 式 1 回 につき	3, 1 5 0 円	(略)
所作台	1 式 1 回 につき	8, 0 0 0 円	
花道所作台	1 式 1 回 につき	1, 5 7 0 円	
(略)			
平台	1 台 1 回 につき	3 1 0 円	
(略)			
金屏風	1 双 1 回 につき	2, 5 5 0 円	
(略)			
めくり台	1 台 1 回 につき	1 6 0 円	
(略)			
仮設鳥屋囲	1 式 1 回 につき	7 0 0 円	
吊りバトン	1 本 1 回 につき	4 6 0 円	
箱馬・開き足	(略)		
国旗・市旗 パネル	1 枚 1 回 につき	3 1 0 円	

大ホール照明設備	単位	使用料	摘要
(略)			
ボーダーライト	1 列 1 回 につき	1, 0 0 0 円	
(略)			

3 設備、備品等使用料

舞台設備	単位	使用料	摘要
音響反射板	1 式 1 回 につき	4, 1 9 0 円	(略)
音響反射板	1 式 1 回 につき	2, 1 0 0 円	(略)
所作台	1 式 1 回 につき	7, 8 0 0 円	
花道所作台	1 式 1 回 につき	1, 0 5 0 円	
(略)			
平台	1 台 1 回 につき	2 1 0 円	
(略)			
金屏風	1 双 1 回 につき	1, 9 5 0 円	
(略)			
めくり台	1 台 1 回 につき	1 1 0 円	
(略)			
仮設鳥屋囲	1 式 1 回 につき	5 2 0 円	
吊りバトン	1 本 1 回 につき	3 1 0 円	
箱馬・開き足	(略)		

大ホール照明設備	単位	使用料	摘要
(略)			
ボーダーライト	1 列 1 回 につき	8 4 0 円	
(略)			

天井反射板 ライト	1 式 1 回 につき	3, 1 5 0 円	
フロントサ イドスポッ トライト	1 列 1 回 につき	7 8 0 円	
シーリング スポットラ イト	1 列 1 回 につき	3, 1 5 0 円	
トーメンタ ルスポット ライト	1 列 1 回 につき	9 4 0 円	
(略)			
天井反射板 ライト	1 式 1 回 につき	2, 1 0 0 円	
フロントサ イドスポッ トライト	1 列 1 回 につき	5 2 0 円	
シーリング スポットラ イト	1 列 1 回 につき	2, 1 0 0 円	
トーメンタ ルスポット ライト	1 列 1 回 につき	6 3 0 円	
(略)			
小ホール照 明設備	単位	使用料	摘要
(略)			
ボーダーラ イト	1 列 1 回 につき	9 4 0 円	
(略)			
アッパーホ リゾントラ イト	1 列 1 回 につき	1, 0 9 0 円	
ローアホリ ゾントライ ト	1 列 1 回 につき	8 3 0 円	
フロントサ イドスポッ トライト	1 列 1 回 につき	9 4 0 円	
シーリング スポットラ イト	1 列 1 回 につき	1, 5 7 0 円	
(略)			
大・小ホー ル照明設備	単位	使用料	摘要
小ホール照 明設備	単位	使用料	摘要
(略)			
ボーダーラ イト	1 列 1 回 につき	6 3 0 円	
(略)			
アッパーホ リゾントラ イト	1 列 1 回 につき	7 3 0 円	
ローアホリ ゾントライ ト	1 列 1 回 につき	7 3 0 円	
フロントサ イドスポッ トライト	1 列 1 回 につき	6 3 0 円	
シーリング スポットラ イト	1 列 1 回 につき	1, 0 5 0 円	
(略)			
大・小ホー ル照明設備	単位	使用料	摘要

(略)				(略)			
特殊効果器具	1 台 1 回につき	1, 5 7 0 円		特殊効果器具	1 台 1 回につき	1, 0 5 0 円	
ライトスタンド	1 本 1 回につき	1 6 0 円		ライトスタンド	1 本 1 回につき	1 1 0 円	
コンセント使用料	機器 1 台につき	3 1 0 円		持込電気機器	1 kw 1 回につき	2 1 0 円	
				カラーフィルムター	1 枚 1 回につき	実費	
音響設備	単位	使用料	摘要	音響設備	単位	使用料	摘要
(略)				(略)			
3 点吊り装置	1 式 1 回につき	(略)		3 点吊りマイク	1 本 1 回につき	(略)	
(略)				(略)			
カセットデッキ	1 台 1 回につき	7 8 0 円		カセットデッキ	1 台 1 回につき	5 2 0 円	
C D プレーヤー	1 台 1 回につき	6 6 0 円		C D プレーヤー	1 台 1 回につき	5 2 0 円	
				デジタルオーディオテープレコーダー	1 台 1 回につき	5 2 0 円	
				MDデッキ	1 台 1 回につき	5 2 0 円	
(略)				(略)			
コンセント使用料	機器 1 台につき	3 1 0 円		持込電気機器	1 k W 1 回につき	2 1 0 円	
その他	単位	使用料	摘要	その他	単位	使用料	摘要
				研修室 A V 設備	1 式 1 回につき	1, 0 5 0 円	
				視聴覚室 A V 設備	1 式 1 回につき	1, 0 5 0 円	
				リハーサル	1 式 1 回	2, 1 0 0 円	

				室音響設備	につき		
				特別会議室	1 式 1 回	2, 6 2 0 円	
				A V 設備	につき		
				特別会議室	1 式 1 回	1 0, 4 8 0	
				同時通訳シ	につき	円	
				ステム			
				1 6 ミリ映	1 式 1 回	3, 1 4 0 円	小ホ
				写機（設備	につき		ール
				1 式含む。			
				)			
				3 5 ・ 1 6	1 式 1 回	4, 7 1 0 円	大ホ
				ミリ兼用映	につき		ール
				写機（設備			
				1 式含む。			
				)			
ピアノ（ス	1 台 1 回	1 0, 4 3 0	(略)	ピアノ（ス	1 台 1 回	8, 0 0 0 円	(略)
タインウェ	につき	円		タインウェ	につき	—	
イ)				イ)			
(略)				(略)			
				液晶ビデオ	1 式 1 回	3, 1 0 0 円	スク
				プロジェク	につき		リー
				ター			ン等
							含む
							—
(略)				(略)			
				スライド映	1 台 1 回	5 2 0 円	
				写機	につき		
長机	1 脚 1 回	3 1 0 円		長机	1 脚 1 回	2 1 0 円	
	につき				につき		
展示パネル	1 台 1 回	3 1 0 円		展示パネル	1 台 1 回	2 1 0 円	
	につき				につき		
コンセント	機器 1 台	(略)		持込電気機	1 k w 1	(略)	
使用料	につき			器	回につき		
備考 (略)				備考 (略)			
別表第 3 (第 7 条、第 1 4 条関係)				別表第 3 (第 7 条、第 1 4 条関係)			

西条市丹原文化会館基本使用料

1 ホール等

施設 の 名 称	使用 時間	9 時 ～ 1 2 時	1 3 時 ～ 1 7 時	1 8 時 ～ 2 2 時	9 時 ～ 1 7 時	1 3 時 ～ 2 2 時	9 時 ～ 2 2 時
大ホール		1 9 , 5 3 0 円	2 6 , 6 3 0 円	3 1 , 9 6 0 円	3 9 , 0 7 0 円	5 8 , 6 0 0 円	7 1 , 0 3 0 円
舞台のみ (大ホール)		5, 8 5 0 円	7, 9 8 0 円	9, 5 8 0 円	1 1 , 7 2 0 円	1 7 , 5 7 0 円	2 1 , 3 0 0 円
(略)							
楽屋 1		9 2 0 円	1, 4 7 0 円	1, 8 3 0 円	2, 2 0 0 円	3, 3 1 0 円	3, 6 7 0 円
楽屋 2		9 2 0 円	1, 4 7 0 円	1, 8 3 0 円	2, 2 0 0 円	3, 3 1 0 円	3, 6 7 0 円
楽屋 3		9 2 0 円	1, 4 7 0 円	1, 8 3 0 円	2, 2 0 0 円	3, 3 1 0 円	3, 6 7 0 円
楽屋 4		9 2 0 円	1, 4 7 0 円	1, 8 3 0 円	2, 2 0 0 円	3, 3 1 0 円	3, 6 7 0 円

2 その他施設

施設の名 称 \ 使用時間	9 時～ 2 2 時	
練習室 1	1 時間につき	3 0 0 円
練習室 2	同	3 0 0 円
会議室 1	同	6 3 0 円

西条市丹原文化会館基本使用料

1 ホール等

施設 の 名 称	使用 時間	9 時 ～ 1 2 時	1 3 時 ～ 1 7 時	1 8 時 ～ 2 2 時	9 時 ～ 1 7 時	1 3 時 ～ 2 2 時	9 時 ～ 2 2 時
大ホール		1 6 , 5 0 0 円	2 2 , 5 0 0 円	2 7 , 0 0 0 円	3 3 , 0 0 0 円	4 9 , 5 0 0 円	6 0 , 0 0 0 円
舞台のみ (大ホール)		4, 9 5 0 円	6, 7 5 0 円	8, 1 0 0 円	9, 9 0 0 円	1 4 , 8 5 0 円	1 8 , 0 0 0 円
(略)							
楽屋 1		6 8 0 円	1, 0 8 0 円	1, 3 5 0 円	1, 6 2 0 円	2, 4 3 0 円	2, 7 0 0 円
楽屋 2		6 8 0 円	1, 0 8 0 円	1, 3 5 0 円	1, 6 2 0 円	2, 4 3 0 円	2, 7 0 0 円
楽屋 3		6 8 0 円	1, 0 8 0 円	1, 3 5 0 円	1, 6 2 0 円	2, 4 3 0 円	2, 7 0 0 円
楽屋 4		6 8 0 円	1, 0 8 0 円	1, 3 5 0 円	1, 6 2 0 円	2, 4 3 0 円	2, 7 0 0 円

2 その他施設

施設の名 称 \ 使用時間	9 時～ 2 2 時	
練習室 1	1 時間につき	2 1 0 円
練習室 2	同	2 1 0 円
会議室 1	同	4 2 0 円

会議室 2	同	<u>4 6 0 円</u>
会議室 3	同	<u>1 5 0 円</u>

備考 (略)

3 セセラギ広場

使用時間	使用区分	
9 時～2 2 時	全面	<u>6, 2 8 0 円</u>
	半面	<u>3, 1 4 0 円</u>

備考 (略)

4 設備、備品等使用料

舞台設備	単位	使用料	摘要
音響反射板	1 式 1 回 につき	<u>6, 2 8 0</u> 円	(略)
金屏風	1 双 1 回 につき	<u>2, 5 5 0</u> 円	
(略)			
紅白幕	1 枚 1 回 につき	<u>1, 5 7 0</u> 円	
浅黄幕	1 枚 1 回 につき	<u>1, 5 7 0</u> 円	
(略)			
平台	1 台 1 回 につき	<u>3 1 0 円</u>	
(略)			
司会者台	1 台 1 回 につき	<u>3 1 0 円</u>	
(略)			
ひな段用ケ コミ	1 枚 1 回 につき	<u>1 6 0 円</u>	
めくり台	1 台 1 回 につき	<u>1 6 0 円</u>	
国旗・市旗 パネル	1 枚 1 回 につき	<u>3 1 0 円</u>	
(略)			
姿見	1 台 1 回 につき	<u>6 3 0 円</u>	

会議室 2	同	<u>3 1 0 円</u>
会議室 3	同	<u>1 0 0 円</u>

備考 (略)

3 セセラギ広場

使用時間	使用区分	
9 時～2 2 時	全面	<u>4, 1 9 0 円</u>
	半面	<u>2, 0 9 0 円</u>

備考 (略)

4 設備、備品等使用料

舞台設備	単位	使用料	摘要
音響反射板	1 式 1 回 につき	<u>4, 1 9 0</u> 円	(略)
金屏風	1 双 1 回 につき	<u>2, 0 0 0</u> 円	
(略)			
紅白幕	1 枚 1 回 につき	<u>1, 0 5 0</u> 円	
浅黄幕	1 枚 1 回 につき	<u>1, 0 5 0</u> 円	
(略)			
平台	1 台 1 回 につき	<u>2 1 0 円</u>	
(略)			
司会者台	1 台 1 回 につき	<u>2 1 0 円</u>	
(略)			
ひな段用布 ケコミ	1 枚 1 回 につき	<u>1 1 0 円</u>	
めくり台	1 台 1 回 につき	<u>1 1 0 円</u>	
国旗・市旗 パネル	1 枚 1 回 につき	<u>2 1 0 円</u>	
(略)			
姿見	1 台 1 回 につき	<u>4 2 0 円</u>	

(略)				(略)			
				篠笛	1 本 1 回	5 0 円	
					につき		
				チャップ	1 個 1 回	5 0 円	
					につき		
				チャンチキ	1 個 1 回	5 0 円	
					につき		
(略)				(略)			
大ホール照明設備	単位	使用料	摘要	大ホール照明設備	単位	使用料	摘要
(略)				(略)			
アップーホ リゾントラ イト	1 列 1 回 につき	1, 1 7 0 円		アップーホ リゾントラ イト	1 列 1 回 につき	1, 0 5 0 円	
(略)				(略)			
シーリング スポットラ イト	1 列 1 回 につき	1, 5 7 0 円		シーリング スポットラ イト	1 列 1 回 につき	1, 0 5 0 円	
タワーライ ト	1 列 1 回 につき	7 8 0 円		タワーライ ト	1 列 1 回 につき	5 2 0 円	
天反ライト	1 式 1 回 につき	3, 1 5 0 円		天反ライト	1 式 1 回 につき	2, 1 0 0 円	
センターピ ンスポット ライト	(略)			センターピ ンスポット ライト	(略)		
移動用スポ ットライト	1 台 1 回 につき	3 1 0 円					
				フォローピ ンスポット ライト	1 台 1 回 につき	5 2 0 円	
ライトスタ ンド	1 本 1 回 につき	1 6 0 円		ライトスタ ンド	1 本 1 回 につき	1 1 0 円	
				カラーフィ ルター	1 枚 につ き	実費	

小ホール照明設備	単位	使用料	摘要
(略)			
アップパーホ リゾントラ イト	1 列 1 回 につき	<u>1, 2 5 0</u> 円	
(略)			
音響設備	単位	使用料	摘要
(略)			
はね返りス ピーカー	1 対 1 回 につき	<u>1, 5 7 0</u> 円	
ステージス ピーカー	1 対 1 回 につき	<u>1, 5 7 0</u> 円	
(略)			
3 点吊り装 置	1 式 1 回 につき	(略)	
(略)			
ワイヤレス マイク (_____ タ イピン型)	1 本 1 回 につき	<u>7 3 0</u> 円	
ワイヤレス マイク (ボ ーカル用)	1 本 1 回 につき	<u>1, 5 7 0</u> 円	
フロアマイ クスタンド	1 本 1 回 につき	<u>2 2 0</u> 円	
卓上マイク	1 本 1 回	<u>2 2 0</u> 円	
小ホール照明設備	単位	使用料	摘要
(略)			
アップパーホ リゾントラ イト	1 列 1 回 につき	<u>1, 0 5 0</u> 円	
(略)			
フォローピ ンスポット ライト	1 台 1 回 につき	<u>5 2 0</u> 円	
カラーフィ ルター	1 枚 につ き	実費	
音響設備	単位	使用料	摘要
(略)			
はね返りス ピーカー	1 対 1 回 につき	<u>1, 0 5 0</u> 円	
ステージス ピーカー	1 対 1 回 につき	<u>1, 0 5 0</u> 円	
(略)			
電動 3 点吊 りマイク装 置	1 組 1 回 につき	(略)	
(略)			
ワイヤレス マイク (ハ ンド型・タ イピン型)	1 本 1 回 につき	<u>6 3 0</u> 円	
ワイヤレス マイク (ボ ーカル用)	1 本 1 回 につき	<u>1, 0 5 0</u> 円	
フロアマイ クスタンド	1 本 1 回 につき	<u>2 1 0</u> 円	
卓上マイク	1 本 1 回	<u>2 1 0</u> 円	

スタンド	につき		
カセットデッキ	1台1回につき	<u>780円</u>	
C D プレーヤー	1台1回につき	<u>780円</u>	

その他	単位	使用料	摘要
映写機 16ミリ	1台1回につき	<u>4,710円</u>	(略)
(略)			
移動式スクリーン	1式1回につき	<u>460円</u>	会議室用
ピアノ (ヤマハ C F III - S)	1台1回につき	<u>10,500円</u>	(略)
(略)			
会議室用司会台	1台1回につき	<u>780円</u>	
展示用パネル	1枚1回につき	<u>310円</u>	
(略)			

備考 (略)

スタンド	につき		
カセットデッキ	1台1回につき	<u>520円</u>	
C D プレーヤー	1台1回につき	<u>520円</u>	
MDデッキ	1台1回につき	<u>520円</u>	
オープンデッキ	1台1回につき	<u>1,050円</u>	大ホール

その他	単位	使用料	摘要
映写機 16ミリ	1台1回につき	<u>3,140円</u>	(略)
スライドプロジェクタ	1台1回につき	<u>1,050円</u>	大ホール
(略)			
移動式スクリーン	1式1回につき	<u>310円</u>	
実物投影機	1台1回につき	<u>1,050円</u>	
ピアノ (ヤマハ C F III - S)	1台1回につき	<u>7,000円</u>	(略)
(略)			
ビデオデッキ	1台1回につき	<u>520円</u>	
会議室用司会台	1台1回につき	<u>520円</u>	
展示用パネル	1枚1回につき	<u>210円</u>	
(略)			
白布	1枚1回につき	<u>1,300円</u>	

備考 (略)

(西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の一部改正)

第18条 西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例(平成16年西条市条例第91号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第10条関係) 西条市立東予郷土館施設使用料			別表(第10条関係) 西条市立東予郷土館施設使用料		
区分	使用単位	使用料	区分	使用単位	使用料
第一展示室	1日当たり	<u>3,970円</u>	第一展示室	1日当たり	<u>3,000円</u>
(略)			(略)		

(西条市小松史跡近藤篤山旧邸設置及び管理条例の一部改正)

第19条 西条市小松史跡近藤篤山旧邸設置及び管理条例(平成16年西条市条例第110号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1(第4条関係) 施設使用料				別表第1(第4条関係) 施設使用料			
区分	単位	使用料	備考	区分	単位	使用料	備考
座敷・居間	1時間につき	<u>180円</u>	(略)	座敷・居間	1時間につき	<u>120円</u>	(略)
別表第2(第4条関係) 入館料				別表第2(第4条関係) 入館料			
区分	単位	入館料	備考	区分	単位	入館料	備考
全館	大人1人 1回	<u>300円</u>	(略)	全館	大人1人 1回	<u>200円</u>	(略)
	大人15人以上の団体	<u>220円</u>			大人15人以上の団体	<u>150円</u>	
	大人1人 1回				大人1人 1回		
	小人1人 1回	<u>150円</u>			小人1人 1回	<u>100円</u>	

(西条市生涯学習の館設置及び管理条例の一部改正)

第20条 西条市生涯学習の館設置及び管理条例(平成16年西条市条例第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第5条関係） 使用料			別表（第5条関係） 使用料		
区分		1時間当たり	区分		1時間当たり
第1音楽練習室		<u>400円</u>	第1音楽練習室		<u>310円</u>
第2音楽練習室		<u>160円</u>	第2音楽練習室		<u>110円</u>
アトリエ	団体	<u>310円</u>	アトリエ	団体	<u>210円</u>
	個人	<u>70円</u>		個人	<u>50円</u>
工房	団体	<u>310円</u>	工房	団体	<u>210円</u>
	個人	<u>70円</u>		個人	<u>50円</u>
備考（略）			備考（略）		

（五百亀記念館設置及び管理条例の一部改正）

第21条 五百亀記念館設置及び管理条例（平成25年西条市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第7条、第15条関係） 五百亀記念館施設使用料			別表（第7条、第15条関係） 五百亀記念館施設使用料		
市民ギャラリー等使用料			市民ギャラリー等使用料		
区分	使用単位	使用料	区分	使用単位	使用料
市民ギャラリー	5時間	<u>1,500円</u>	市民ギャラリー	5時間	<u>1,000円</u>
	1日	<u>3,000円</u>		1日	<u>2,000円</u>
会議室	1時間	<u>300円</u>	会議室	1時間	<u>200円</u>
(略)			(略)		
備考（略）			備考（略）		

（西条市公共施設使用料減免条例の一部改正）

第22条 西条市公共施設使用料減免条例（平成16年西条市条例第115号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																						
(減免割合) 第4条 この条例による減免の割合は、次のとおりとし、減免後の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 (1) 公共施設管理条例等に定める1人当たりの使用料 前条第1項第1号から第5号までに規定する者が公共施設を利用するとき 免除<u>(同項第1号に規定する者で市内に住所を有しないものにあつては、5割)</u> (2) (略) 別表(第2条関係) <table> <tr> <td>1～35 (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>36</td><td>西条市西条東部地域交流センター</td></tr> <tr> <td>37</td><td>西条市西条西部地域交流センター</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>38</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>39</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>40</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>41</td><td>(略)</td></tr> </table> 備考 (略)	1～35 (略)		36	西条市西条東部地域交流センター	37	西条市西条西部地域交流センター			38	(略)	39	(略)	40	(略)			41	(略)	(減免割合) 第4条 この条例による減免の割合は、次のとおりとし、減免後の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 (1) 公共施設管理条例等に定める1人当たりの使用料 前条第1項第1号から第5号までに規定する者が公共施設を利用するとき 免除_____ (2) (略) 別表(第2条関係) <table> <tr> <td>1～35 (略)</td><td></td></tr> <tr> <td>36</td><td>西条市西部総合福祉センター</td></tr> <tr> <td>37</td><td>西条市総合文化会館</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>38</td><td>西条市丹原文化会館</td></tr> <tr> <td>39</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>40</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>41</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>42</td><td>西条市石鎚ふれあいの里</td></tr> <tr> <td>43</td><td>(略)</td></tr> </table> 備考 (略)	1～35 (略)		36	西条市西部総合福祉センター	37	西条市総合文化会館			38	西条市丹原文化会館	39	(略)	40	(略)	41	(略)	42	西条市石鎚ふれあいの里	43	(略)
1～35 (略)																																							
36	西条市西条東部地域交流センター																																						
37	西条市西条西部地域交流センター																																						
38	(略)																																						
39	(略)																																						
40	(略)																																						
41	(略)																																						
1～35 (略)																																							
36	西条市西部総合福祉センター																																						
37	西条市総合文化会館																																						
38	西条市丹原文化会館																																						
39	(略)																																						
40	(略)																																						
41	(略)																																						
42	西条市石鎚ふれあいの里																																						
43	(略)																																						

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の西条市地域創生センター設置及び管理条例の規定、第2条の規定による改正後の西条市地域交流センター設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第4

条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市立学校体育施設照明設備使用料条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市やすらぎ苑設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市ひと・夢・未来創造拠点複合施設設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市農村環境改善センター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市港湾施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第18条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第19条の規定による改正後の西条市小松史跡近藤篤山旧邸設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定及び第22条の規定による改正後の西条市公共施設使用料減免条例の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和8年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

提案理由

受益者負担の適正化に向けた使用料の見直しに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 1 0 1 号

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市水道事業給水条例の一部を改正する条例

西条市水道事業給水条例（平成１６年西条市条例第２００号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後							改正前						
別表第１（第２１条関係）							別表第１（第２１条関係）						
用 途	メ タ 口	一 径	料金（１箇月につき）				用 途	メ タ 口	一 径	料金（１箇月につき）			
			基 本 水 量	基 本 料 金	従 量 料 金（１ 立方メートル につき）					基 本 水 量	基 本 料 金	従 量 料 金（１ 立方メートル につき）	
一 般 用	1	3	8 立 方	9 0	8 立 方	1 6	一 般 用	1	3	8 立 方	9 0	8 立 方	1 5
	ミ	リ	メー ト	0 円	メー ト	8 円		ミ	リ	メー ト	0 円	メー ト	0 円
	メ	ー	ル ま で		ル を 超			メ	ー	ル ま で		ル を 超	
	ト	ル			え る も			ト	ル			え る も	
	2	0	8 立 方	9 9	の			2	0	8 立 方	9 9	の	
	ミ	リ	メー ト	0 円				ミ	リ	メー ト	0 円		
一 般 用	メ	ー	ル ま で				一 般 用	メ	ー	ル ま で			
	ト	ル						ト	ル				
	2	5	1 0 立	1 ,	1 0 立			2	5	1 0 立	1 ,	1 0 立	
	ミ	リ	方 メー	3 6	方 メー			ミ	リ	方 メー	3 6	方 メー	
	メ	ー	ト ル ま	0 円	ト ル を			メ	ー	ト ル ま	0 円	ト ル を	
	ト	ル	で		超 え る			ト	ル	で		超 え る	
一 般 用	3	0	1 0 立	1 ,	もの		一 般 用	3	0	1 0 立	1 ,	もの	
	ミ	リ	方 メー	7 6				ミ	リ	方 メー	7 6		
	メ	ー	ト ル ま	0 円				メ	ー	ト ル ま	0 円		
	ト	ル	で					ト	ル	で			
	4	0	1 0 立	2 ,				4	0	1 0 立	2 ,		
	ミ	リ	方 メー	2 5				ミ	リ	方 メー	2 5		
一 般 用	メ	ー	ト ル ま	0 円			一 般 用	メ	ー	ト ル ま	0 円		
	ト	ル	で					ト	ル	で			
	5	0	1 0 立	3 ,				5	0	1 0 立	3 ,		
	ミ	リ	方 メー	7 0				ミ	リ	方 メー	7 0		
	メ	ー	ト ル ま	0 円				メ	ー	ト ル ま	0 円		
	ト	ル	で					ト	ル	で			

	トルで					トルで					
	7 5 1 0 立	4 ,				7 5 1 0 立	4 ,				
	ミ リ方メー	4 0				ミ リ方メー	4 0				
	メー トルま	0 円				メー トルま	0 円				
	トルで					トルで					
	1 0 1 0 立	5 ,				1 0 1 0 立	5 ,				
	0 ミ方メー	3 0				0 ミ方メー	3 0				
	リメ トルま	0 円				リメ トルま	0 円				
	ー トで					ー トで					
	ル					ル					
	1 0 1 0 立	市 長				1 0 1 0 立	市 長				
	0 ミ方メー	が 別				0 ミ方メー	が 別				
	リメ トルま	に 定				リメ トルま	に 定				
	ー トで	め る				ー トで	め る				
	ルを	額				ルを	額				
	超え					超え					
	るも					るも					
	の					の					
公衆浴場用	1 3 8 立 方	9 0 8 立 方	1 3		公衆浴場用	1 3 8 立 方	9 0 8 立 方	1 2			
	ミ リメー ト	0 円メー ト	8 円			ミ リメー ト	0 円メー ト	0 円			
	メー ルま	で				メー ルま	で				
	トル					トル					
	2 0 8 立 方	9 9 の				2 0 8 立 方	9 9 の				
	ミ リメー ト	0 円				ミ リメー ト	0 円				
	メー ルま					メー ルま					
	トル					トル					
	2 5 1 0 立	1 ,	1 0 立			2 5 1 0 立	1 ,	1 0 立			
	ミ リ方メー	3 6 方メー				ミ リ方メー	3 6 方メー				
	メー トルま	0 円トルを				メー トルま	0 円トルを				
	トルで		超える			トルで		超える			
	3 0 1 0 立	1 ,	もの			3 0 1 0 立	1 ,	もの			
	ミ リ方メー	7 6				ミ リ方メー	7 6				
	メー トルま	0 円				メー トルま	0 円				
	トルで					トルで					
	4 0 1 0 立	2 ,				4 0 1 0 立	2 ,				

提案理由

物価高騰等による費用の増加及び給水人口の減少による料金収入の減少といった厳しい経営環境の中、水道料金を適正な水準に見直すことにより、西条市水道事業の持続可能な経営を確保するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

関係法令

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）

（料金）

第 21 条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

議案第 1 0 2 号

西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

西条市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市火災予防条例の一部を改正する条例

西条市火災予防条例（平成１６年西条市条例第２０６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第１章～第３章の２ （略） <u>第３章の３ 林野火災の予防（第２９条の８・第２９条の９）</u> 第４章～第７章 （略） 附則 第２９条 火災に関する警報（<u>法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u>）が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) （略） 第２９条の７ （略） <u>第３章の３ 林野火災の予防</u> <u>（林野火災に関する注意報）</u> <u>第２９条の８ 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</u> <u>２ 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内にある者は、第２９条各号に定める火の使用の制限に従うよ</u>	目次 第１章～第３章の２ （略） 第４章～第７章 （略） 附則 第２９条 火災に関する警報_____ _____が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(6) （略） <u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。</u> 第２９条の７ （略）

う努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を
勘案して、前項の規定による火の使用
の制限の努力義務の対象となる区域を
指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に
関する警報の発令中における火の使用
の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防
を目的として火災に関する警報を発し
たときは、林野火災の発生の危険性を
勘案して、第29条各号に定める火の
使用の制限の対象となる区域を指定す
ることができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを
主催する者は、同項の指定を受けたと
きは、速やかに防火担当者を定め、当
該指定催しを開催する日の14日前ま
でに（当該指定催しを開催する日の1
4日前の日以後に同項の指定を受けた
場合にあっては、防火担当者を定めた
後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予
防上必要な業務に関する計画を作成さ
せるとともに、当該計画に基づく業務
を行わせなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危
険物を取り扱う露店、屋台その他こ
れらに類するもの（第45条第1項
において「露店等」という。）及び
客席の火災予防上安全な配置に関す
ること。

(4)～(6) (略)

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを
主催する者は、同項の指定を受けたと
きは、速やかに防火担当者を定め、当
該指定催しを開催する日の14日前ま
でに（当該指定催しを開催する日の1
4日前の日以後に同項の指定を受けた
場合にあっては、防火担当者を定めた
後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予
防上必要な業務に関する計画を作成さ
せるとともに、当該計画に基づく業務
を行わせなければならない。

(1)、(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危
険物を取り扱う露店、屋台その他こ
れらに類するもの（第45条
において「露店等」という。）及び
客席の火災予防上安全な配置に関す
ること。

(4)～(6) (略)

2 (略) (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 <u>(たき火を含む。)</u> (2)～(6) (略) <u>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</u>	2 (略) (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。 (1) 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 _____ _____ (2)～(6) (略)
---	---

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の的確な発令等によって林野火災の予防の実効性を高めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

議案第 1 0 3 号

西条市本谷温泉館設置及び管理条例を廃止する等の条例について

西条市本谷温泉館設置及び管理条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

西条市長 高 橋 敏 明

西条市本谷温泉館設置及び管理条例を廃止する等の条例

(西条市本谷温泉館設置及び管理条例の廃止)

第1条 西条市本谷温泉館設置及び管理条例（平成16年西条市条例第172号）は、廃止する。

(西条市特別会計条例の一部改正)

第2条 西条市特別会計条例（平成16年西条市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)～(3) (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略)	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。 (1)～(3) (略) <u>(4) 本谷温泉事業特別会計 本谷温泉事業</u> <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 西条市本谷温泉事業特別会計に係る令和7年度の出納整理及び決算の事務については、第2条の規定による改正後の西条市特別会計条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際第2条の規定による改正前の西条市特別会計条例の規定に基づく西条市本谷温泉事業特別会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、西条市一般会計に帰属するものとする。

提案理由

令和 7 年度末をもって、西条市本谷温泉館の運営を終了することに伴い、及び西条市本谷温泉事業特別会計を廃止するため、条例の廃止等を行おうとするものである。